

第六十三回国会 農林水産委員会議録 第二十四号

昭和四十五年五月七日(木曜日)

午前十時四十五分開議

出席委員

委員長 草野一郎平君

理事 安倍晋太郎君

理事 三ツ林弥太郎君

理事 山田太郎君

理事 小平彦君

理事 小沢辰男君

理事 丹羽兵助君

理事 芳賀貢君

理事 熊谷義雄君

理事 坂村吉正君

理事 中澤茂一君

相沢武彦君

鶴間洋君

小宮武喜君

農林政務次官 渡辺美智雄君

農林水産委員会 松任谷健太郎君

出席政府委員

農林水産委員会

農林水産委員会 小暮光美君

五  
月六日

農業者年金の創設に関する請願(小川平一君紹介)(第六七〇三号)

同(瀬野栄次郎君紹介)(第六七〇五号) 同(有馬元治君紹介)(第六八三九号) 同外四件(小坂善太郎君紹介)(第六七〇四号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

農林物資規格法の一部を改正する法律案(内閣)

第一類第八号 農林水産委員会議録第二十四号 昭和四十五年五月七日

提出第八四号)

卸売市場法案(内閣提出第一〇六号)

○草野委員長 これより会議を開きます。

農林物資規格法の一部を改正する法律案及び卸売市場法案の両案を議題とし、順次政府から趣旨の説明を聴取いたします。渡辺農林政務次官。

農林物資規格法の一項を改正する法律案

農林物資規格法の一部を改正する法律

農林物資規格法(昭和二十五年法律第百七十五号)の一部を次のよう改正する。

農林物資規格法の一項を改正する法律案

農林物資規格法(昭和二十五年法律第百七十五号)の一部を次のよう改正する。

農林物資規格法(昭和二十五年法律第百七十五号)の一部を次のよう改正する。

農林物資規格法(昭和二十五年法律第百七十五号)の一部を次のよう改正する。

農林物資規格法(昭和二十五年法律第百七十五号)の一部を次のよう改正する。

農林物資規格法(昭和二十五年法律第百七十五号)の一部を次のよう改正する。

農林物資規格法(昭和二十五年法律第百七十五号)の一部を次のよう改正する。

条第二項を「第七条」に改め、同条第三項中「第十七

三条第二項を「第十六第二項」に改める。

同条第二項及び第三項を次のよう改める。

調査会は、農林大臣の諮問に応じ、日本農林規格の制定及び普及、農林物資の品質に関する重

要事項を調査審議する。

調査会は、前項に規定する事項に関し、農林大臣に意見を述べることができる。

第四条第一項中「五十人」を「二十人」に改め、同条第二項から第四項までを次のよう改める。

調査会に、専門の事項を調査させるため必要

があるときは、専門委員を置くことができる。

第五条第一項中「五十人」を「二十人」に改め、同条第二項の見出しを「(格付けの表示)」に改め、同条第二項中「規格証票」を「格付けの表示」に、

第六条前二項から第四項までを次のよう改める。

委員は学識経験のある者のうちから、専門委員は関係行政機関の職員又は学識経験のある者

のうちから、それぞれ農林大臣が任命する。

第六条前二項の規定するものほか、調査会の組織及び運営に関する必要な事項は、省令で定める。



第二十条及び第二十一条を次のように改める。

(報告及び立入検査)

第二十条 農林大臣は、この法律の施行に必要な限度において、都道府県若しくは登録格付機関に対し、格付けに関する業務に關し必要な報告を求め、又はその職員に、登録格付機関の事務所、事業所若しくは倉庫に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 農林大臣は、この法律の施行に必要な限度において、都道府県若しくは登録格付機関に対し、格付けに関する業務に關し必要な報告を求め、又はその職員に、登録格付機関の事務所、事業所若しくは倉庫に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

おいて、第十四条第二項の規定に基づき格付けに関する業務の一部を行ない、若しくは格付けの表示を附する製造業者若しくは第十九条の三

第一項の規定により品質に関する表示の基準が定められている農林物資の製造業者若しくは販売業者に対し、その格付け(格付けの表示)を含む。以下この項において同じ。)若しくは品質に関する表示に關し必要な報告を求め、又はその職員に、これらの者の工場、店舗、事務所若しくは倉庫その他の場所に立ち入り、格付け若しくは品質に関する表示の状況若しくは農林物資、その原料、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 第一項又は前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(農林大臣に対する申出)  
第二十一条 何人も、次に掲げる場合には、省令で定める手続に従い、その旨を農林大臣に申し出て適切な措置をとるべきことを求めることができる。  
一 格付けの表示を附された農林物資が日本農林規格に適合しないと認めたとき。  
二 農林物資の品質に関する表示が適正でないため一般消費者の利益が害されていると認められたとき。

2 農林大臣は、前項に規定する申出があつたときは、必要な調査を行ない、その申出の内容が

事実であると認めるときは、第十九条の二から

第十九条の四までに規定する措置その他の適切な措置をとらなければならない。

第二十二条を削る。

第二十三条の見出し中、「食品衛生法」を「食品衛生法等」に改め、同条中「食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)」の下に「又は不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第二百三十四号)」を加え、同条を第二十二条とし、同条の次に次の二条を加える。

### (権限の委任)

第二十三条 この法律に規定する農林大臣の権限

は、政令で定めるところにより、その一部を地方支分部局の長又は都道府県知事に委任するこ

とができる。

第二十四条中「左の」を「次の」に改め、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号中「第十八

条第一項」を「第十八条第一項又は第三項」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号中「第十

三条」を「第十一條」に改め、同号の次に次の二号を加える。

二 第十五条第二項又は第三項の規定に違反した者

第三号を同条第三号とし、同条第一号中「第

二十四条」を「第十二条」に改め、同号の次に次の二号を加える。

二 第二十四条の二中「左の」を「次の」に改め、同条第二号を同条第三号とし、同条第一号中「第

二十四条」を「第十二条」に改め、同号の次に次の二号を加える。

よる検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は

第十四条の四中「左の」を「次の」に改め、

同条第一号中「第十七条第六項」を「第十六条第六項」に改め、同条第三号及び第四号を次のよう

に改める。

三 第十九条の二の規定による格付けの表示の

除去又はまつ消の命令に違反したとき。

四 第二十条第一項の規定による報告をせず、

若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定によ

る検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したと

き。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三十日を

こえない範囲内において政令で定める日から施

行する。

(経過規定)

2 この法律の施行の際現に改正前の農林物資規

格法(以下「旧法」という。)第八条第一項の規定

により制定されている日本農林規格は、改正後

の農林物資の規格化及び品質表示の適正化に因

する法律(以下「新法」という。)第七条第一項の

規定により制定された日本農林規格とみなす。

3 この法律の施行前に旧法第十六条第一項の規

定により附した規格証票は、新法第十九条又は

第二十一条の規定の適用に関しては、格付けの

表示とみなす。

4 この法律の施行の日から起算して一年を経過

するまでの間は、都道府県は、新法第十四条第

一項の規定にかかわらず、この法律の施行の際

現に条例で定められている格付けの方法に従

い、農林物資について日本農林規格による格付

けを行ない、当該農林物資又はその包装若しく

は容器に格付けの表示を附することができる。

5 前項の規定により格付けを行なう都道府県につ

ては、同項中「第十四条第一項」とあるのは、「農林物資規格法の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第

号)附則第四項」とする。

6 この法律の施行の際現に旧法第十七条第二項

の規定により農林大臣の登録を受けている法人

は、新法第十六条第二項の規定により農林大臣

の登録を受けた登録格付機関とみなされた

法人についての登録の取消し及び日本農林規格

により行なう格付けの停止の命令については、

新法第十七条の二第一項及び第二項の規定にか

かわらず、この法律の施行の日から起算して一

年を経過するまでの間は、なお従前の例によ

る。

7 前項の規定により登録格付機関とみなされた

法人に於ける登録の取消し及び日本農林規格

により行なう格付けの停止の命令については、

新法第十七条の二第一項及び第二項の規定にか

かわらず、この法律の施行の日から起算して一

年を経過するまでの間は、なお従前の例によ

る。

8 前六項に規定するもののほか、この法律の施

行前に旧法又は旧法に基く命令の規定によ

つてした処分、手続その他の行為は、新法又は新

法に基く命令の相当規定によつしたものと

みなす。

9 この法律の施行前にした行為に対する罰則の

適用については、なお従前の例による。

(農林省設置法の一部改正)

10 農林省設置法(昭和二十四年法律第百五十三

号)の一部を次のよう改正する。

第二十五条第二項中「農林物資」の下に「及び

表示の基準(農林物資の規格化及び品質表示の

適正化に関する法律(昭和二十五年法律第百七

十五号)第十九条の三第一項に規定する品質に

関する表示の基準をいう。)の定められた農林物

資」を加え、「及び登録格付機関」を並びに登録

格付機関(同法第十四条第二項の規定に基づき

格付けに関する業務の一部を行なう同項の製造

業者を含む。)に改める。

第三十四条第一項の表中農林物資規格調査会

の項を次のよう改める。

農林物資規格調査会  
農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律によりその権限に属させた事項を行なう

(工業標準化法の一部改正)

農林水産委員会議録第二十四号 昭和四十五年五月七日

号) の一部を次のよう改訂する。

第二条第一号中「食料品その他の農林物資規格法(昭和二十五年法律第百七十五号)による農林物資」を「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に關する法律(昭和二十五年法律第百七十五号)による農林物資」に改める。

## 12 農産物検査法(昭和二十六年法律第百四十四号)による農林物資」に改める。

(農産物検査法の一部改正)

号) の一部を次のよう改訂する。

第六条第一項中「農林物資規格法」を「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に關する法律」に改める。

## 12 農産物検査法(昭和二十六年法律第百四十四号)による農林物資」に改める。

(農産物検査法の一部改正)

### 理由

最近における加工食品等の生産及び消費の状況にかんがみ、一般消費者の利益を保護するため、一定の農林物資について品質に関する適正な表示を行なわせるための措置を定めるとともに、日本農林規格を制定する対象範囲を拡大し、及び日本農林規格による格付けの効率化を図る等所要の規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

### 卸売市場法案

#### 卸売市場法

#### 目次

## 第一章 総則(第一条—第三条)

## 第二章 卸売市場法

## 第三章 中央卸売市場

## 第四章 監督(第四十八条—第五十一条)

### 第五節 雑則(第五十二条—第五十四条)

#### 第四章 地方卸売市場

##### 第一節 開設及び卸売の業務についての許可

###### (第五十五条—第六十条)

##### 第二節 業務についての規制及び監督(第六十一条—第六十六条)

##### 第三節 雑則(第六十七条—第六十九条)

##### 第五章 卸売市場審議会及び都道府県卸売市場

##### 第六章 雜則(第七十二条—第七十六条)

##### 第七章 罰則(第七十七条—第八十二条)

#### 附則

##### 第一章 総則

##### (目的)

第一条 この法律は、卸売市場の整備を計画的に促進するための措置、卸売市場の開設及び卸売市場における卸売その他の取引に関する規制等

について定めて、卸売市場の整備を促進し、及びその適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もつて国民生活の安定に資することを目的とする。

##### (定義)

第二条 この法律において「生鮮食料品等」とは、野菜、果実、魚類、肉類等の生鮮食料品その他一般消費者が日常生活の用に供する食料品(一

般消費者の日常生活と密接な関係を有するその他農畜水産物で政令で定めるものを含む。)をいう。

第三条 この法律において「中央卸売市場」とは、

一般消費者が日常生活の用に供する食料品(一

般消費者の日常生活と密接な関係を有するその他農畜水産物で政令で定めるものを含む。)を

この法律において「卸売市場」とは、生鮮食料

品等の卸売のために開設される市場であつて、

卸売場、自動駆駐車場その他の生鮮食料品等の取引及び荷さばきに必要な施設を設けて継続して開場されるものをいう。

第三節 売買取引(第三十四条—第四十七条)

第四節 監督(第四十八条—第五十一条)

その周辺の地域における生鮮食料品等の円滑な流通を確保するための生鮮食料品等の卸売の中核的拠点となるとともに、当該地域外の広域にわたる生鮮食料品等の流通の改善にも資するものとして、第八条の規定により農林大臣の認可を受け開設される卸売市場をいう。

この法律において「地方卸売市場」とは、中央卸売市場以外の卸売市場で、その施設が政令で定める規模以上のものをいう。

##### (名称の制限)

第三条 中央卸売市場又は地方卸売市場の名称中には、中央卸売市場又は地方卸売市場という文字を用いなければならない。

##### (中央卸売市場整備計画)

第五条 農林大臣は、政令で定めるところにより、中央卸売市場の整備を計画(以下「中央卸売市場整備計画」という。)を定めなければならない。

##### (中央卸売市場整備計画)

第二条 中央卸売市場整備計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとし、その内容は、卸売市場整備基本方針に即するものでなければならない。

##### (卸売市場整備基本方針)

第四条 農林大臣は、政令で定めるところにより、卸売市場の整備を図るための基本方針(以下「卸売市場整備基本方針」という。)を定めなければならない。

##### (卸売市場整備基本方針等)

第二章 卸売市場整備基本方針等

##### (卸売市場整備基本方針)

第四条 農林大臣は、政令で定めるところにより、卸売市場の整備を図るための基本方針(以下「卸売市場整備基本方針」という。)を定めなければならない。

##### (卸売市場整備基本方針等)

第二章 卸売市場整備基本方針等

##### (卸売市場整備基本方針等)

理の合理化等経営の近代化の目標

五 その他卸売市場の整備に関する重要事項

3 農林大臣は、卸売市場整備基本方針を定めようとするときは、卸売市場審議会の意見をきかなければならぬ。

4 農林大臣は、卸売市場整備基本方針を定めたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。

5 農林大臣は、中央卸売市場整備計画を定めたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。

6 前三項の規定は、中央卸売市場整備計画の変更について準用する。

(都道府県卸売市場整備計画)

第六条 都道府県知事は、政令で定めるところに

より、当該都道府県における卸売市場の整備を

図るために計画（以下「都道府県卸売市場整備計画」という。）を定めることができる。

都道府県卸売市場整備計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとし、その内容は、卸

売市場整備基本方針及び中央卸売市場整備計画に即するものでなければならない。

一 その区域又はその区域を分けて定める区域

ことの生鮮食料品等の流通事情に応する卸売

市場の適正な配置の方針

二 その区域における生鮮食料品等の流通事情

に応する近代的な卸売市場の立地並びに施設

の種類、規模、配置及び構造に関する指標

三 卸売市場における取引及び物品の積卸し、

苟さばき、保管等の合理化に関する事項

四 その他卸売市場の整備を図るために必要な事項

都道府県知事は、都道府県卸売市場整備計画を定めようとするときは、当該都道府県の区域

内の地方自治法昭和二十一年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市に協議しなければならない。

都道府県知事は、都道府県卸売市場整備計画を定めたときは、これを農林大臣に提出するとともに、その内容を公表しなければならない。

第五章 中央卸売市場  
第一節 開設  
(開設区域)  
第七条 農林大臣は、中央卸売市場整備計画において定められた中央卸売市場を開設することが必要と認められる都市及びその周辺の地域であつて、その区域内における生鮮食料品等の流通事情に照らしその区域を一体として生鮮食料品等の流通の円滑化を図る必要があると認められるとの区域を、中央卸売市場開設区域（以下この

の章において「開設区域」という。）として指定することができる。

農林大臣は、開設区域を指定しようとするときは、卸売市場審議会の意見をきくとともに、

関係地方公共団体に協議しなければならない。

前二項の規定は、開設区域の変更について準用する。

#### (開設の認可)

第八条 次の各号のいずれかに該当する地方公共団体は、農林大臣の認可を受けて、開設区域において中央卸売市場を開設することができる。

一 都道府県又は政令で定める数以上の人口を有する市で、中央卸売市場を開設することができる。

二 都道府県又は市の一以上が加入定められた中央卸売市場を開設する必要と認められる都市の区域の全部又は一部を管轄するもの

管轄するもの

三 中央卸売市場の開設に関する事務を共同処理するため設置される地方自治法第二百八十四条第一項の規定による一部事務組合で、前号に掲げる都道府県又は市の二以上が加入し、かつ、当該開設区域の全部又は一部を管轄する地方公共団体のみが組織するもの

（認可の申請）

第九条 前条第一号又は第二号に該当する地方公共団体は、同条の認可を受けようとするとき

は、業務規程及び事業計画を定め、これを申請書に添えて、農林大臣に提出しなければならない。

前項の業務規程には、少なくとも次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

一 中央卸売市場の位置及び面積

二 取扱品目

三 開場の期日及び時間

四 卸売の業務に係る売買取引及び決済の方法

五 卸売の業務を行なう者に関する事項

六 卸売の業務を行なう者以外の関係事業者に関する事項（この章において業務規程で定めべきものとされた事項に限る。）

#### 七 施設の使用料

第一項の事業計画には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

一 取扱品目ごとの供給対象人口並びに取扱いの数量及び金額の見込み

二 施設の種類、規模、配置及び構造

三 開設に要する費用並びにその財源及び償却に関する計画

#### (認可の基準)

第十条 農林大臣は、第八条の認可の申請が次の各号に掲げる基準に適合する場合でなければ、同条の認可をしてはならない。

一 当該申請に係る中央卸売市場の開設が中央卸売市場整備計画に適合するものであることを要と認められる都市の区域の全部又は一部を

管轄するもの

二 当該申請に係る中央卸売市場がその開設区域における生鮮食料品等の卸売の中核的拠点として適切な場所に開設され、かつ、相当の規模の施設を有するものであること。

三 業務規程の内容が法令に違反せず、かつ、業務規程に規定する前条第二項第三号から第七号までに掲げる事項が中央卸売市場における業務の適正かつ健全な運営を確保する見地からみて適切に定められていること。

四 事業計画が適切で、かつ、その遂行が確実と認められること。

（業務規程に規定する事項等の変更）

第十二条 第八条の認可を受けた地方公共団体（以下この章において「開設者」という。）は、第

二号に掲げる事項の変更（政令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならない。

前項の規定又は同条第三項第一号に掲げる事項の変更を除く。）をしようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならない。

（開設の促進等の勧告）

第十三条 第八条の規定は、前項の認可について準用する。

前条の規定は、前項の認可について準用する。

（開設の促進等の勧告）

第十四条 開設者は、中央卸売市場を廃止しようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならない。

前項に規定する事項は、協議会を設置する第一項の地方公共団体又は開設者が条例で定める。

（廃止の認可）

第十五条 開設者は、中央卸売市場を廃止しようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならない。

前項に規定する事項は、一般消費者及び関係事業者の利益が害されるおそれがない認めるときでなければ、前項の認可をしてはならない。

農林大臣は、中央卸売市場の廃止によつて一般消費者及び関係事業者の利益が害されるおそれがない認めるときでなければ、前項の認可をしてはならない。

（第二節 卸売業者等）

第十六条 卸売業者等の許可

（卸売業者の許可）

第十七条 農林大臣は、中央卸売市場開設区域の開設の促進等の勧告

あるときは、あらかじめ卸売市場審議会の意見をきいて、中央卸売市場整備計画で定められた中央卸売市場を開設することが必要と認められる都市の区域の全部又は当該都市の周辺の地域を管轄する地方公共団体又は当該都市の周辺の地域を管轄する地方公共団体に対し、中央卸売市場を開設し、又は開設された中央卸売市場の位置、規模等について調整を図るべき旨の勧告をすることができる。

（中央卸売市場開設運営協議会）

第十三条 第八条第一号若しくは第二号に該当する地方公共団体又は開設者は、中央卸売市場の開設又はその業務の運営に関する事項を調査審議させるため、条例で、中央卸売市場開設運営協議会（以下「協議会」という。）を開くことができる。

（協議会の委員は、学識経験のある者のうちから、協議会を設置する前項の地方公共団体又は開設者が委嘱する。この場合において、当該地方公共団体又は開設者は、当該中央卸売市場に係る開設区域の全部又は一部を管轄する他の地方公共団体と協議して、当該他の地方公共団体の代表者又は職員を協議会の委員に委嘱することができる。

（協議会の組織及び運営に關する事項は、協議会を設置する第一項の地方公共団体又は開設者が条例で定める。

（廃止の認可）

第十四条 開設者は、中央卸売市場を廃止しようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならない。

前項に規定する事項は、一般消費者及び関係事業者の利益が害されるおそれがない認めるときでなければ、前項の認可をしてはならない。

農林大臣は、中央卸売市場の廃止によつて一般消費者及び関係事業者の利益が害されるおそれがない認めるときでなければ、前項の認可をしてはならない。

（第二節 卸売業者等）

第十五条 卸売業者等の許可

（卸売業者の許可）

第十六条 卸売業者等の許可

（卸売業者の許可）

第十五条 中央卸売市場において卸売の業務を行なおうとする者は、農林大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、農林省令で定める市場（以下この章において単に「市場」という。）及び農林省令で定める取扱品目の部類（以下この章において単に「取扱品目の部類」という。）と行なう。

（許可の申請）

第十六条 前条第一項の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を開設者を経由して農林大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 法人である場合は、資本又は出資の額及び役員の氏名

三 前条第一項の許可を受けた卸売の業務を行なおうとする市場及び取扱品目

2 開設者は、前項の申請書を受理したときは、遅滞なく、申請者が当該中央卸売市場において卸売の業務を行なうことについての意見を附して、その申請書を農林大臣に送達しなければならない。

3 第一条の申請書には、農林省令で定める書類を添附しなければならない。

（許可の基準）

第十七条 農林大臣は、第十五条第一項の許可の申請が次の各号の一に該当するときは、同項の許可をしてはならない。

一 申請者が破産者で復権を得ないものであるとき。

二 申請者が、禁錮以上の刑に処せられた者又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終り、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過しないものであるとき。

三 申請者が、第四十九条第一項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して三年を経過しないものであるとき。

算して三年を経過しない者であるとき。

四 申請者が、第四十九条第一項第二号の規定による許可の取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となつた事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員として在任した者（当該事項の発生を防止するため相当の努力をした者でその旨を明示したもの）又は同項第三号の規定による解任の命令を受けた法人の当該命令により解任されたべきものとされた者で、これらの処分の日から起算して三年を経過しないものであるとき。

五 申請者が法人であつてその業務を執行する役員のうちに前各号の一に該当する者があるものであるとき。

六 申請者が中央卸売市場における卸売の業務を適確に遂行することができる知識及び経験を有する者でないとき。

七 申請者の純資産額がその申請に係る取扱品目の部類につき第十九条第一項の規定により定められた純資産基準額（その者が他の取扱品目の部類について第十九条第一項の許可を受けているか又はその申請をしている場合にあつては、当該取扱品目の部類及び当該他の取扱品目の部類について第十九条第一項の規定により定められた純資産基準額を合算した額）を下つているとき。

八 業務規程で中央卸売市場において卸売の業務を行なう者の数の最高限度が定められている場合にあつては、その許可をすることによつて第十五条第一項の許可を受けた者（以下この章において「卸売業者」という。）の数が定められた純資産基準額（その者が卸売の業務を行なう者の数の最高限度その他の事情を考慮して、農林大臣が定める。）を超えて、当該卸売業者の純資産額が、その者が卸売の業務を行なう取扱品目の部類について前項の規定により定められた純資産基準額（その者が卸売の業務を行なう取扱品目の部類が二以上ある場合にあつては、その各取扱品目の部類について同項の規定により定められた純資産基準額を合算した額）を下つていていることが明らかとなつたときは、当該卸売業者に対し、中央卸売市場における卸売の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

九 農林大臣は、前項の規定による処分の日から起算して六月以内に、当該処分を受けた者から農林省令で定めるところによりその純資産額が同項に規定する純資産基準額以上の額となつた旨の申出があつた場合において、その申出を相手と認めるときは、遅滞なく、その処分を取り消さなければならない。

十 農林大臣は、第二項の規定による処分をした場合において、その処分を受けた者から前項の

一 申請者が当該中央卸売市場において卸売の業務を開始するときは、当該中央卸売市場の卸売業者の間ににおいて過度の競争が行なわれ、その結果当該中央卸売市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営が阻害されるおそれがあると認められるとき。

二 開設者が、前項の規定による処分を受ける原因となつた事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員として在任した者（当該事項の発生を防止するため相当の努力をした者でその旨を明示したもの）又は同項第三号の規定による解任の命令を受けた法人の当該命令により解任されたべきものとされた者で、これらの処分の日から起算して三年を経過しないものであるとき。

三 第一项第七号の純資産額は、資産の合計額から負債の合計額を控除して得た額とし、農林省令で定めるところにより計算するものとする。

（処分の手続）

第十八条 農林大臣は、第十五条第一項の許可又は許可の拒否の処分をしようとするときは、開設者の意見を尊重しなければならない。

（純資産額）

第十九条 卸売業者の純資産基準額は、取扱品目の部類ごとに、中央卸売市場の業務の規模、卸売の業務を行なう者の数の最高限度その他の事情を考慮して、農林大臣が定める。

2 農林大臣は、卸売業者の純資産額が、その者が卸売の業務を行なう取扱品目の部類について前項の規定により定められた純資産基準額（その者が卸売の業務を行なう取扱品目の部類が二以上ある場合にあつては、その各取扱品目の部類について同項の規定により定められた純資産基準額を合算した額）を下つていていることが明らかとなつたときは、当該卸売業者に対し、中央卸売市場における卸売の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

3 農林大臣は、前項の規定による処分の日から起算して六月以内に、当該処分を受けた者から農林省令で定めるところによりその純資産額が同項に規定する純資産基準額以上の額となつた旨の申出があつた場合において、その申出を相手と認めるときは、遅滞なく、その処分を取り消さなければならない。

4 農林大臣は、第二項の規定による処分をした場合において、その処分を受けた者から前項の

一 内に当該申出があつても農林大臣がこれを相当と認めることができないとき（当該期間内に二以上の申出があつたときは、その申出のすべてについて農林大臣が相当と認めることができないとき）は、当該期間経過後遅滞なく、その者に係る第十五条第一項の許可を取り消されなければならない。

二 申請者が、第二十五条第二項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して一年を経過しない者であるとき。

三 第二項又は前項の認可を受けようとする者

は、農林省令で定めるところにより、開設者を経由して申請書を農林大臣に提出しなければな

らならない。



に関する協定（卸売業者の取り扱う生鮮食料品等の価格、品質又は数量に関するものを除く。）及びこれに基づいてする行為並びに卸売業者と当該中央卸売市場の取扱品目につき当該中央卸売市場に係る開設区域内に開設された他の卸売市場において卸売の業務を行なう者（以下この条において「他市場卸売業者」という。）との間における過度の競争による弊害を防止し当該中央卸売市場における開設区域の卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要かつ最小限度のものである。

二 その営業の譲受け若しくは合併又はその協定の内容が不适当に差別的でないこと。  
三 その協定に参加し又はその協定から脱退することを不适当に制限しないこと。

#### 四 一般消費者及び関係事業者の利益を不适当に害するおそれがないこと。

五 その営業の譲受けに係る営業の譲渡し及び譲受け又はその合併（他市場卸売業者が営業を譲り受け、又は合併後存続する場合を除く。）には、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の規定は、適用しない。ただし、次の各号の一に該当するときは、この限りでない。

#### 二 その認可を受けて締結された協定につき、第三十二条第四項の規定による公示があつた後一月を経過したとき（同条第三項の請求に応じ、農林大臣が当該協定について次条の規定による処分をした場合を除く。）。

第三十二条第三項の規定による請求が前項の認可を受けて締結された協定の定めの一部について行なわれたときは、同項第二号の規定にかかる法律の規定は、当該協定のうちその請求に係る部分以外の部分及びこれに基づいてす

る行為には、適用しない。  
第三十二条第三項の規定による請求が前項の認可を受けて締結された協定の定めの一部について行なわれたときは、同項第二号の規定にかかる法律の規定は、当該協定のうちその請求に係る部分以外の部分及びこれに基づいてす

る行為には、適用しない。  
3 農林大臣は、第一項の認可の申請があつた場合において、その申請に係る営業の譲受け若しくは合併又は協定が次の各号に掲げる要件に適合していると認めるときは、これを認可しなければならない。

一 その営業の譲受け若しくは合併又はその協定の内容が当該卸売業者の間又は当該卸売業

る要件の全部又は一部に適合するものでなくなりたと認めるときは、当該協定を締結した者に對し、その変更を命じ、又は同条第一項の認可を取り消さなければならない。

#### （協定廃止の届出）

第三十二条 卸売業者は、第二十九条第一項の認可を受けて締結した協定を廃止したときは、遅滞なく、その旨を開設者を經由して農林大臣に届け出なければならない。

#### （公正取引委員会との關係）

第三十二条 農林大臣は、第二十九条第一項の認可をしようとするときは、公正取引委員会に協議しなければならない。

2 農林大臣は、第三十条の規定による処分をしたとき、又は前条の規定による届出を受理したときは、遅滞なく、その旨を公正取引委員会に通知しなければならない。

3 公正取引委員会は、第二十九条第一項の認可を受けて締結された協定が同条第三項第一号から第四号までに掲げる要件の全部又は一部に適合するものでなくなつたと認めるときは、農林大臣に對し、第三十条の規定による処分をすべきことを請求することができる。

4 公正取引委員会は、前項の規定による請求をしたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

（仲卸業務の許可）

第三十三条 中央卸売市場における仲卸しの業務（開設者が中央卸売市場内に設置する店舗において当該中央卸売市場の卸売業者から卸売を受けた生鮮食料品等を仕分けし又は調製して販売する業務をいう。以下同じ。）は、開設者の許可を受けた者でなければ、行なつてはならない。

2 前項の許可是、市場及び取扱品目の部類ごと、同条第二項中「第一項の申請書」とあるのは「第二十九条第四項の申請書」と、第十八条

中「第十五条第一項の許可又は許可の拒否の処分」とあるのは「第二十九条第一項の認可又は認可の拒否の処分」と読み替えるものとする。

（協定の変更命令又は認可の取消し）

第三十条 農林大臣は、前条第一項の認可をした

ごとに、業務規程で、仲卸しの業務を行なう者の許可の基準、数の最高限度、保証金その他の農省令で定める事項を定めなければならぬ。林省令で定める事項を定めなければならぬ。

4 開設者は、市場の業務の規模、取扱品目の性質、取引の状況等に照らし、市場及び取扱品目の全部又は一部について仲卸しの業務を行なう者を置く必要がないと認めるときは、業務規程で、仲卸しの業務を行なう者を置かない市場及び取扱品目の部類を定めることができる。

#### 第三節 買賣取引

（せり売又は入札の原則）

第三十四条 卸売業者は、中央卸売市場において行なう卸売については、せり売又は入札の方法によらなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 一定の規格若しくは貯蔵性を有し、かつ、その供給事情が比較的安定している生鮮食料品等で農林省令で定めるもの（以下「特定物品」と総称する。）のうちせり売又は入札の方法以外の方法によることが適当である

ものとして業務規程で定めるものの卸売をするとき。

二 災害の発生その他農林省令で定める特別の事情がある場合であつて、業務規程で定めることにより、開設者がせり売又は入札の方法によることが著しく不適当と認められたとき。

（許可に係る卸売以外の販売の禁止）

第三十五条 卸売業者は、その者が第十五条第一項の許可を受けて卸売の業務を行なう中央卸売

市場に係る開設区域内においては、当該許可に係る卸売の業務としてする場合を除き、当該許

可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等の卸売その他の販売をしてはならない。

（差別的取扱いの禁止等）

第三十六条 卸売業者は、中央卸売市場における

卸売の業務に因し、出荷者又は仲卸業者（第三十三条第一項の許可を受けた者をい。以下同じ。）若しくは充買参加者（中央卸売市場において卸売業者から卸売を受けることにつき市場及び取扱品目の部類ごとに業務規程で定めるところにより開設者の承認を受けた者をい。以下同じ。）に対して、不當に差別的な取扱いをしてはならない。

2 卸売業者は、第十五条第一項の許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等について中央卸売市場における卸売のための販売の委託の申込みがあつた場合には、正当な理由がなければ、その引受けを拒んではならない。

第三十七条 卸売業者は、中央卸売市場における卸売の業務については、仲卸業者及び充買参加者（その卸売業者の当該卸売の業務に係る市場及び取扱品目の部類と同一の市場及び取扱品目）の部類について第三十三条第一項の許可を受けた仲卸業者並びに当該同一の市場及び取扱品目の部類について前条第一項に規定する承認を受けた充買参加者に限る。以下の条において同じ。）以外の者に対して卸売をしてはならない。

ただし、当該市場における入荷量が著しく多く残品を生ずるおそれがある場合その他農林省令で定める特別の事情がある場合は、この限りでない。（自己の計算による卸売の禁止）

第三十八条 卸売業者は、中央卸売市場における卸売の業務については、自己の計算において卸売をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。  
一 特定物品のうち当該中央卸売市場外におけるその取引の状況等に照らし卸売業者が自己の計算において卸売をすることが適当であるものとして業務規程で定めるものの卸売をす

るとき。

二 出荷者の計算において行なう卸売の方法によつては生鮮食料品等の出荷を受けることが著しく困難な場合その他の農林省令で定める特別の事情がある場合であつて、業務規程で正かつ健全な運営を阻害するおそれがないと認めたとき。

（市場外にある物品の卸売の禁止）

第三十九条 卸売業者は、中央卸売市場における卸売の業務については、その者が第十五条第一項の許可を受けて卸売の業務を行なう市場内に

ある生鮮食料品等以外の生鮮食料品等の卸売をしてはならない。ただし、当該中央卸売市場に係る開設区域内において開設者が指定する場所（農林省令で定める特別の事情がある場合において、農林省令で定めるところにより、農林大臣が当該開設区域の周辺の地域における一定の場所を指定したときは、その場所を含む。）における生鮮食料品等については、この限りでない。（卸売業者についての卸売の相手方としての買受けの禁止）

第四十条 卸売業者（その役員及び使用人を含む。）は、その者が第十五条第一項の許可を受けたと見てされる卸売の相手方として、生鮮食料品等を貰い受けたときには、この限りでない。（委託手数料以外の報償の收受の禁止）

第四十一条 卸売業者は、中央卸売市場における卸売のための販売の委託について、その委託者から業務規程で定める委託手数料以外の報償を受けたときには、この限りでない。（受託契約約款）

れを変更しようとするときも、同様とする。  
2 開設者は、前項の承認をしたときは、通常なく、当該受託契約約款を農林大臣に届け出なければならない。（せり人の登録）  
第四十三条 卸売業者が中央卸売市場において行なう卸売のせり人は、その者について当該卸売業者が開設者の行なう登録を受けている者でなければならない。（開設者の登録）  
第四十四条 仲卸業者は、第三十三条第一項の許可を受けて仲卸しの業務を行なう中央卸売市場に係る開設区域内においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、第二号に掲げる行為については、仲卸業者がその許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等については、仲卸業者がその許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等を当該中央卸売市場の卸売業者から貰い入れることが困難な場合であつて、農林省令で定める基準に従い業務規程で定めるところにより、開設者が当該中央卸売市場における取引の秩序を乱すおそれがないと認めたときは、この限りでない。  
一 その許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等について販売の委託の引受けをするところ。  
二 その許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等を当該中央卸売市場の卸売業者以外の者から貰い入れて販売すること。

（売買取引の制限）

第四十五条 開設者は、中央卸売市場における売買取引において、不正な行為が行なわれ、又は不当な価格が形成されると認めるときは、当該中央卸売市場における売買取引（卸売業者についての業務規程で定めるところにより、卸売業者、仲卸業者又は充買参加者に対し、当該中央卸売市場における売買取引（卸売業者についての業務規程で定めるところにより、卸売業者、仲

ればならない。

2 開設者は、前項の承認をしたときは、通常なく、当該受託契約約款を農林大臣に届け出なければならない。（開設者の登録）  
第四十六条 開設者は、中央卸売市場の各市場において取り扱う生鮮食料品等について、毎日の卸売が開始される時までに、その日の主要な品目の入荷数量その他農林省令で定める事項を当該各市場の見易い場所に掲示しなければならない。（入荷数量等の公表）  
第四十七条 開設者は、前項の生鮮食料品等について、農林省令で定めるところにより、毎日の卸売業者の卸売の数量及び価格を、すみやかに公表しなければならない。（市況等に関する報告）  
第四十八条 農林大臣は、この法律の施行に必要な限度において、開設者若しくは卸売業者に対して、その業務若しくは財産に關し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、開設者若しくは卸売業者の事務所その他の業務を行なう場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 開設者は、この法律の施行に必要な限度において、卸売業者若しくは仲卸業者に対し、その

業務若しくは財産に關し報告若しくは資料の提出を求める、又はその職員に、卸売業者若しくは仲卸業者の事務所その他の業務を行なう場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3

第一項又は前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4

第一項又は第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

## (監督処分)

第四十九条 農林大臣は、開設者及び卸売業者が、この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、当該開設者又は開設者に対し、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、又は開設者にあつては第一号、卸売業者にあつては第二号若しくは第三号に掲げる処分をすることができる。

一 中央卸売市場の開設の認可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて中央卸売市場の業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。

二 第十五条第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその許可に係る卸売の業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。

三 卸売業者が法人である場合には、その業務を執行する役員で当該違反行為をしたものと解任を命ずること。

2 第十九条第五項の規定は、前項の規定による处分について準用する。この場合において、同項第三号の規定による处分については、第十九条第五項中「相手方」とあるのは「相手方及び当該処分において解任されるべきものとされる者」と、「その者」とあるのは「これらの者」と読み替えるものとする。

第五十条 開設者は、卸売業者、仲卸業者又は売買参加者が業務規程又はこれに基づく処分に違反した場合には、業務規程で定めるところによると認めたとき。

二 第四十五条の規定により中央卸売市場においては第二号、売買参加者においては第三号に掲げる処分をすることができる。

一 六月以内の期間を定めて第十五条第一項の許可に係る卸売の業務の全部又は一部の停止を命ずること。

二 第三十三条第一項の許可を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその許可に係る仲卸市場への入場の停止を命ずること。

三 第三十六条第一項に規定する承認を取り消し、又は六月以内の期間を定めて中央卸売市場への入場の停止を命ずること。

四 第五十条の規定による処分をしたことを。

（告示事項）

第五十一条 農林大臣は、次の各号に掲げる場合に、その旨を告示しなければならない。その告示した事項に変更があつたときも、同様とする。

一 第七条第一項の規定による指定をしたとき。

二 第八条又は第十四条第一項の認可をしたとき。

三 第十五条第一項の許可をしたとき。

四 第十九条第二項、第三項若しくは第四項、第五十四条第一項若しくは第二項又は第四十九条第一項第一号若しくは第一号の規定による処分をしたとき。

（都道府県知事の経由）

第五十五条 地方卸売市場を開設しようとする者は、都道府県の条例で定めるところにより、市場ごとに、都道府県知事の許可を受けなければならない。

（許可の申請）

第五十六条 前条の許可を受けようとする者は、業務規程及び事業計画を定め、これを申請書に添えて、都道府県知事に提出しなければならない。

二 前項の業務規程には、地方卸売市場の位置及び面積、取扱品目その他の都道府県の条例で定める事項を定めなければならない。

三 第一条の事業計画には、施設の種類、規模、配備及び構造その他の都道府県の条例で定める事項を定めなければならない。

（開設の許可）

第五十七条 地方卸売市場を開設しようとする者は、都道府県の条例で定めるところにより、市場ごとに、都道府県知事の許可を受けなければならない。

一 第十九条第二項、第三項若しくは第四項、第五十四条第一項若しくは第二項又は第四十九条第一項第一号若しくは第一号の規定による処分をしたとき。

（開設者の報告事項）

第五十二条 開設者は、次の各号に掲げる場合に、届出なく、その旨を農林大臣に報告しなければならない。

二 申請者が法人であつてその業務を執行するものであるとき。

三 申請者が法人であつてその業務を執行するものであるとき。

四 申請者が地方卸売市場を開設するのに必要な資力信用を有しない者であるとき。

五 業務規程の内容が法令（この章の規定に基づく都道府県の条例を含む。）に違反すると

第一節 開設及び卸売の業務についての許可

（許可）

六 事業計画が適切でないか、又はその遂行が確実と認められないとき。

都道府県知事は、第五十五条の許可の申請があつた場合において、その申請者が第六十五条の第二項第二号若しくは第三号の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であるとき、その申請に係る地方卸売市場の位置が都道府県卸売市場整備計画に照らし配置の適正を欠くと認めるとき、又はその申請に係る地方卸売市場の位置若しくは施設の種類、規模、配置若しくは構造が地方卸売市場における業務の円滑な運営を確保するうえで不適当であると認めるときは、同条の許可をしないことができる。

#### (卸売業務の許可)

第五十八条 地方卸売市場において卸売の業務を行なおうとする者は、都道府県の条例で定めるところにより、市場及び取扱品目の部類ごとに、都道府県知事の許可を受けなければならぬ。

#### 2 前項の許可は、申請者が当該地方卸売市場を開設する者と異なる場合にあつては、当該開設する者を經由してしなければならない。

第十六条第二項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項の申請書」とあるのは、「第五十八条第一項の許可の申請書」と、「当該中央卸売市場」とあるのは、「当該地方卸売市場」と、「農林大臣」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

#### (許可の基準)

第五十九条 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請があつた場合において、申請者が第五十七条第一項第一号、第二号若しくは第三号に規定する者に該当するとき、又は申請者が地方卸売市場における卸売の業務を公正かつ適確に遂行するのに必要な知識及び経験若しくは資力信

用を有する者でないと認めるときは、同項の許可をしてはならない。

#### (廃止の許可)

第六十条 第五十五条の許可を受けた者（以下この章において「開設者」という。）は、地方卸売市場を廃止しようとするときは、都道府県の条例で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。

#### 第二節 業務についての規制及び監督

##### (差別的取扱いの禁止)

第六十一条 開設者又は第五十八条第一項の許可を受けた者（以下この章において「卸売業者」という。）は、地方卸売市場における業務の運営に関する限り、出荷者、買受人その他地方卸売市場の利用者に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。

##### (せり売又は入札の原則)

第六十二条 卸売業者は、地方卸売市場において行なう卸売については、せり売又は入札の方法によらなければならぬ。ただし、取引の状況等に照らしせり売又は入札の方法によることが不適当と認められる場合であつて、開設者が都道府県の条例で定めるところにより業務規程をもつて定めたときは、この限りでない。

##### (入荷数量等の公表)

第六十三条 開設者は、都道府県の条例で定めるところにより、地方卸売市場において取り扱う生鮮食料品等について、毎日の入荷数量並びに卸売業者の卸売の数量及び価格を公表しなければならない。

##### (業務規程の変更)

第六十四条 開設者は、業務規程を変更しようとするときは、都道府県の条例で定めるところにより、都道府県知事の承認を受けなければならぬ。第六十五条第一項（同項第五号に係る部分に限る。）の規定は、前項の承認について準用する。

##### (許可の取消し等)

第六十五条 都道府県知事は、開設者又は卸売業者が第五十七条第一項第一号に規定する者に該当するに至つたとき（開設者又は卸売業者が法人である場合において、その業務を執行する役員のうちに同号に規定する者に該当する者があるに至つたときを含む。）又はその業務を行なうのに必要な資力信用を有しなくなつたと認めるとときは、第五十五条又は第五十八条第一項の許可を取り消さなければならない。

都道府県知事は、中央卸売市場開設区域内の地方卸売市場について、第五十五条若しくは第六十条第一項の許可をしたとき、又は第六十五条第一項若しくは第二項の規定による処分をしたときは、通常なく、その旨を農林大臣に報告しなければならない。

#### (都道府県の条例で規定する事項)

第六十八条 この章に規定するもののほか、地方卸売市場の開設及び地方卸売市場における業務に關し必要な事項は、都道府県の条例で定められたときは、通報なく、その旨を農林大臣に報告しなければならない。

#### (農林大臣への報告等)

第六十九条 農林大臣は、都道府県知事に対し、地方卸売市場に關し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は地方卸売市場の行政に關し必要な助言若しくは勧告をすることができる。

#### (農林大臣への報告等)

第七十条 農林省に、卸売市場審議会（以下「審議会」という。）を置く。

#### (卸売市場審議会)

第七十一条 審議会は、この法律の規定によりその権限に屬させられた事項を處理するほか、農林大臣の諮問に応じ、この法律の施行に關する重要な事項を調査審議する。

#### (卸売市場審議会)

第六十六条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、開設者若しくは卸売業者に対し、その業務若しくは財産に關し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、開設者若しくは卸売業者の事務所その他の業務を行なう場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

#### (第四十八条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。)

#### 2 第五十七条第一項（同項第五号に係る部分に限る。）の規定は、前項の承認について準用する。

（中央卸売市場開設区域内の地方卸売市場）  
第六十七条 都道府県知事は、第五十五条の許可

の申請があつた場合において、その申請が中央卸売市場開設区域内の地方卸売市場に係るものであるときは、意見を附して農林大臣に報告し、農林大臣の意見を求めるなければならない。

都道府県知事は、中央卸売市場開設区域内の地方卸売市場について、第五十五条若しくは第六十条第一項の許可をしたとき、又は第六十五条第一項若しくは第二項の規定による処分をしたときは、通常なく、その旨を農林大臣に報告しなければならない。

#### (都道府県卸売市場審議会)

第六十八条 この章に規定するもののほか、地方卸売市場の開設及び地方卸売市場における業務に關し必要な事項は、都道府県の条例で定められたときは、通常なく、その旨を農林大臣に報告しなければならない。

#### (農林大臣への報告等)

第六十九条 農林大臣は、都道府県知事に対し、地方卸売市場に關し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は地方卸売市場の行政に關し必要な助言若しくは勧告をすることができる。

#### (農林大臣への報告等)

第七十条 農林省に、卸売市場審議会（以下「審議会」という。）を置く。

#### (卸売市場審議会)

第七十一条 審議会は、この法律の規定によりその権限に屬させられた事項を處理するほか、農林大臣の諮問に応じ、この法律の施行に關する重要な事項を調査審議する。

#### (卸売市場審議会)

第六十六条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、開設者若しくは卸売業者若しくは卸売業者の事務所その他の業務を行なう場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

#### (第四十八条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。)

#### 2 第五十七条第一項（同項第五号に係る部分に限る。）の規定は、前項の承認について準用する。

（都道府県卸売市場審議会）  
第六十七条 都道府県知事は、第五十五条の許可



第三条 この法律の施行の際現に地方卸売市場といふ文字をその名称中に用いている卸売市場については、第三条第二項の規定は、この法律の施行後九月間は、適用しない。

(中央卸売市場整備計画についての経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に旧法第七条ノ二第一項の規定により定められている中央卸売市場の開設及び整備に関する計画は、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日(その日までに第五条第一項の規定により中央卸売市場整備計画が定められたときは、その定められた日)までの間は、第五条第一項の規定により定められた中央卸売市場整備計画とみなす。

(開設区域についての経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に旧法第一条第一項の規定により指定されている同項の指定区域は、第七条第一項の規定により指定された中央卸売市場開設区域とみなす。

(既設の中央卸売市場についての経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に旧法第二条の認可を受けて開設されている中央卸売市場(以下「既設市場」といふ。)は、第八条の認可を受けて開設された中央卸売市場とみなす。

この法律の施行の際現に効力を有する既設市場の業務規程は、この法律の施行の日から起算して九月を経過する日(その日までに次項の規定による申請に対する同項の認可の処分があつた既設市場にあつては、当該認可に係る業務規程の効力が発生する日、その日までに同項の規定による申請に対する同項の認可又は認可の拒否の処分がなかつた既設市場にあつては、当該認可又は認可の拒否の処分があつた日(当該認可の処分があつた日後に当該認可に係る業務規程の効力が発生するものにあつては、その効力が発生する日)までは、第三章の規定により定められた業務規程とみなす。この場合において、当該業務規程と同章の規定が抵触する場合においては、当該抵触する部分については、同

章の規定は、適用しない。

既設市場を開設している地方公共団体は、この法律の施行の日から起算して七月を経過する日までに、農林省令で定めるところにより、当

該既設市場につき第三章の規定に適合する業務規程を定め、農林大臣に対し、その認可の申請をしなければならない。

第十条 (同条第三号に係る部分に限る。)の規定により定められたものとみなす。

(中央卸売市場の卸売業者についての経過措置)

第七条 この法律の施行の際現に旧法第十条の許可を受けて卸売の業務を行なつてゐる者は、第

十五条第一項の許可を受けた者とみなす。

前項に規定する者は、この法律の施行の際現に他の法人に対する支配関係を持つてゐるときは、この法律の施行の日から起算して三十日を経過する日までに、農林省令で定めるところにより、その旨を開設者を經由して農林大臣に届け出なければならない。ただし、その日までに当該支配関係の全部がなくなつたときは、この限りでない。

前項の規定による届出は、第二十三條第二項後段(これに係る罰則を含む。)の規定の適用については、同項前段の規定による届出とみなす。

四 第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五万円以下の罰金に処する。

五 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者が、その法人又は人の代理人、業務に關し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して同項の罰金刑を科する。

(地方卸売市場に關する経過措置)

第八条 第四章の規定の施行の際現に地方卸売市場を開設している者又は地方卸売市場において、當該業務を行なつてゐる者は、同章の規定の適用においては、當該抵触する部分については、同

施行の日から一年間は、第五十五条又は第五十一条第一項の許可を受けないで、引き続きその業務を行なうことができる。その者がその期間内に第五十五条又は第五十八条第一項の許可の申請をした場合において、許可又は許可の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

(その他の処分、手続等についての経過措置)

第九条 附則第四条から前条までに規定するものを除くほか、この法律の施行前に旧法又は旧法に基づく命令の規定によつてした処分、手続その他行為は、この法律又はこの法律に基づく命令中にこれに相当する規定があるときは、この法律又はこの法律に基づく命令の相当規定によつてしたものとみなす。

(罰則についての経過措置)

第十条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

(農林省設置法の一部改正)

第十一條 農林省設置法(昭和二十四年法律第百五十三号)の一部を次のようによつて改正する。

第三十四条第一項の表中中央卸売市場審議会の項を次のよう改める。

(罰則による改正)

第十六條 第三号の二の次に次の二号を加える。

三の二 中央卸売市場の指導監督及び農畜水産物の卸売市場の整備に關すること。

(土地収用法の一部改正)

第十二条 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のよう改めて正す。

第三条第二十八号を次のよう改める。

二十八 卸売市場法(昭和四十五年法律第二百号)による中央卸売市場及び地方卸売市

(農林漁業金融公庫法の一部改正)

第十三条 農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法

律第三百五十五号)の一部を次のよう改めて正す。

第十八条の二第一項中「卸売人」を「卸売業者」に、「中央卸売市場法(大正十二年法律第三十二号)第十五条ノ六の仲買の業務を行なう者」という。」に、「若しくは仲買の業務」を「若しくは仲卸しの業務」に、「卸売人若しくは仲買人」を「卸売業者若しくは仲卸業者」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第十四条 租税特別措置法の一部を次のよう改めて正す。

第六十六条の二第一項第八号を次のよう改める。

第十四条 租税特別措置法の一部を次のよう改めて正す。

第六十六条の二第一項第八号を次のよう改める。

八 卸売市場法(昭和四十五年法律第

号)第二条第四項に規定する地方卸売市場を開設する法人のうち地方公共団体以外のもの又は同条第三項に規定する中央卸売市場若しくは当該地方卸売市場において卸売の業務を行なう法人で、同法第四条に規定する卸売市場整備基本方針が定められた日から二年以内に同法第七十三条第一項の規定による認定を受けたもの

(租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第十五条 前条の規定による改正後の租税特別措置法第六十六条の二第一項第八号の規定は、この法律の施行の日以後に同号に規定する認定を受けた法人が合併をした場合における清算所得に対する法人税について適用し、同日前に前条の規定による改正前の租税特別措置法第六十六条の二第一項第八号に規定する認可を受けた法人が合併をした場合における清算所得に対する法人税については、なお從前の例による。

(登録免許税法の一部改正)

第十六条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三

十五号) の一部を次のとおりに改正する。

別表第一第三十号中「中央卸売市場法(大正十二年法律第三十二号) 第十条」を「卸売市場法(昭和四十五年法律第一号) 第十五条第一項」に改める。

### 理由

最近における生鮮食料品等の生産、流通及び消費の状況等にかんがみ、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図るため、中央卸売市場法を廃止し、新たに、中央卸売市場及び中央卸売市場以外の卸売市場について、その整備を計画的に促進するための措置、その開設及び卸売その他の取引に関する規制等その適正かつ健全な運営を確保するための措置等を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○渡辺政府委員 農林物資規格法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

近年、食品工業等の発展と相まって、食料消費の高度化、多様化は著しいものがあり、特に加工食品等についてその品質の向上と表示の適正化に対する要請はますます強まっています。このような状況に対処し、加工食品等につきまして適正な規格を制定し、その普及につとめるとともに、その品質表示の適正化をはかることは、消費者保護基本法の趣旨に沿って消費者保護対策を強化するという見地から現下の急務であるばかりでなく、食品工業等の健全な発展を期するためにも重要な課題であります。政府といたしましては、このような見地から、農林物資規格制度に必要な改革を加えることとし、この法律案を提出する次第であります。

なお、この法律案は、第六十一回国会に提出し、審議未了となつたものと同一のものであります。この法律案は、第六十一回国会に提出し、審議未了となつたものと同一のものであります。

ります。

次に、この法律案の要旨につきまして御説明申します。

その第一は、今回の改正が単なる制度の手直しにとどまらず、消費者保護の強化という新たな観点からするものであることを明らかにするため、現

き表示の基準を定めるものとし、また、これを順守させるため、農林大臣が、表示の基準を守らない事業者に対してこれを守るべき旨の指示をし、この指示に従わない者があるときはその旨を公表することができるとしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決くださいと申します。

統いて、卸売市場法案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決くださいと申します。

その第二は、最近における加工食品等の輸入の增加の傾向に対処し、この法律の対象となる農林物資の範囲を拡大し、輸入品をも対象に含めることとしたことであります。

その第三は、日本農林規格の運用に關する諸制度を整備改善することといたします。

認定工場制を法律に明記することといたしましては、登録格付け機関の公共的性質にかんがみ、登録格付け機関の格付けの義務、登録の要件等についての所要の規定を整備することとしております。

その第四は、品質表示の適正化に關する措置を定めたこととあります。

日本農林規格におきましては、品質の基準のほか表示の基準をも定めているのであります。これによる格づけを受けるかどうかは、あくまで事業者の自主的選択にまかせることとなつております。他方、一般消費者が商品を選択する際、品質を識別するためには表示を事業者に行なわせることは、社会的な強い要請となつてゐるのであります。

このようない状況に對処するため、この法案においては、新たに、日本農林規格が制定され

すなわち、農林大臣は、卸売り市場整備基本方針及び中央卸売り市場整備計画を定めるものとし、また、都道府県知事は、これらに即して、都道府県卸

り市場整備計画を定めるものとしております。

第二は、中央卸売り市場に關する規定であります。

中央卸売り市場につきましては、基本的には現行の中央卸売り市場法に基づく制度を引き継ぐこととしておりますが、その開設及び運営のあり方等につき所要の改正を行なうこととしております。

まず、広域的な市場行政を展開する等の見地から、市場の開設資格、市場の開設認可の基準、中央卸売り市場開設運営協議会の設置等に關する諸規定を整備することとしております。

次に、卸売業者について他の法人に対する支配關係の届け出その他の業務運営の適正健全化をはかるための措置を定めるとともに、仲卸業者及び売買参加者に關する規定を整備することとしております。

また、中央卸売り市場における売買取引について、適正な価格形成と取引能率の向上をはかり、かつ、流通秩序を保持する等の見地から、せり売りまたは入札の原則及び委託販売の原則とその例外措置について所要の規定を設けるほか、卸売りの相手方の制限、せり人の登録、仲卸業者の業務の規制等について定めることとしております。

第三は、地方卸売り市場に關する規定であります。

まず、中央卸売り市場以外の卸売り市場でその施設が一定規模以上のものを地方卸売り市場として、その開設及び卸売りの業務は、条例で定めて、その見地から、都道府県知事の許可を受けなければならぬものとしております。

また、地方卸売り市場における売買取引について、買受け人等に対する不当な差別的取り扱いの禁止、せり売りまたは入札の原則等を定めるとともに、開設者及び卸売業者に対する都道府県

のうち必要があるものについて、事業者が守るべき

あります。

この法律案につきましては、新たに、日本農林規格が制定され

ます。この法律案の主要な内容について御説明申します。

第一は、卸売り市場の整備改善を長期の見通しに立つて計画的に推進するための措置であります。

すなわち、農林大臣は、卸売り市場整備基本方針及び中央卸売り市場整備計画を定めるものとし、また、都道府県知事は、これらに即して、都道府県卸

り市場整備計画を定めるものとしております。

第二は、中央卸売り市場に關する規定であります。

中央卸売り市場につきましては、基本的には現行の中央卸売り市場法に基づく制度を引き継ぐこととしておりますが、その開設及び運営のあり方等につき所要の改正を行なうこととしております。

まず、広域的な市場行政を展開する等の見地から、市場の開設資格、市場の開設認可の基準、中央卸売り市場開設運営協議会の設置等に關する諸規定を整備することとしております。

次に、卸売業者について他の法人に対する支配關係の届け出その他の業務運営の適正健全化をはかるための措置を定めるとともに、仲卸業者及び売買参加者に關する規定を整備することとしております。

また、中央卸売り市場における売買取引について、適正な価格形成と取引能率の向上をはかり、かつ、流通秩序を保持する等の見地から、せり売りまたは入札の原則及び委託販売の原則とその例外措置について所要の規定を設けるほか、卸売りの相手方の制限、せり人の登録、仲卸業者の業務の規制等について定めることとしております。

第三は、地方卸売り市場に關する規定であります。

まず、中央卸売り市場以外の卸売り市場でその施設が一定規模以上のものを地方卸売り市場として、その開設及び卸売りの業務は、条例で定めて、その見地から、都道府県知事の許可を受けなければならぬものとしております。

また、地方卸売り市場における売買取引について、買受け人等に対する不当な差別的取り扱いの禁止、せり売りまたは入札の原則等を定めるとともに、開設者及び卸売業者に対する都道府県

以上のほか、中央卸売市場の施設整備についての国の補助等について定めることとしておりま

す。

以上が、この法律案の提案の理由及び主要な内

容であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに可決いただ

きますようお願い申し上げます。

○草野委員長 以上で趣旨説明は終わりました。

引き続き、両案について補足説明を聴取いたし

ます。小暮農林経済局長。

○小暮政府委員 まず、農林物資規格法の一部を

改正する法律案につきまして、その提案理由を補

足して御説明申し上げます。

本法律案を提出いたしました理由につきまして

は、すでに提案理由において申し述べましたの

で、以下その内容の概略を御説明申し上げます。

第一は、法律の題名及び目的の規定について所

要の改正を加えることであります。すなわち、本

法律案におきまして、後に御説明いたしますよう

に、一定の農林物資について品質に関する規定を

表示を行なわせる措置を定めることといたしまし

たのに伴い、法律の題名を農林物資の規格化及び

品質表示の適正化に関する法律に改めますとともに

に、法律の目的にも農林物資の品質に関し適正な

表示を行なわせることによつて一般消費者の選択

に資する旨の規定を加えることとしております。

第二は、農林物資等の定義についての規定の整

備であります。すなわち、農林物資の範囲につき

まして、輸入品を含めることとともに、農

林物資を從来個別に政令で指定することとしてお

りましたので改め、飲食料品等は包括的に農林物

資に含めることいたしております。また、日本

農林規格により品質表示の適正化をはかるとい

う趣旨から規格の定義につきましても、品質の基準

とともに表示の基準がこれに含まれることを明確

にすることといたしました。

第三は、日本農林規格に因する規定について、所

要の改正を加えることであります。

その第一点は、一般消費者が品質を識別することが容易でない加工食品等にかかる日本農林規格は、必ず表示の基準を含めて制定しなければならぬことを明確にしたことであります。

第二点は、都道府県が日本農林規格による格づけを行なう場合における格づけの方法は、従来都道府県が各個に条例で定めておりましたのを改め、農林大臣が統一的に定めるものとしているこ

とであります。

第三点は、いわゆる認定工場制に関する規定を

置くこととしていることであります。加工食品等

は、一次産品たる農林水産物とは異なる特殊性が

工場生産によって生産される品目につきまして

は、新たに一定の農林物資について、適正な表示

を一般に行なわせるための制度を設けることとし

たのであります。すなわち、日本農林規格が制定さ

れているか、または相当の期間内に制定されると

見込まれる農林物資で、品質に関する表示の適正

化をはかる必要があるものとして政令で指定する

ものについて、農林大臣は、製造業者または販売

業者が守るべき表示の基準を定めるものとして

あります。このため、従来から認定工場制を採用し、

運用してまいつたのであります。これが法律

上の制度でありますため特例を設けることが日

本農林規格の普及をはかる上で必須となるのであ

ります。このため、従来から認定工場制を採用し、

法に明記することといたしました。すなわち、格

づけを円滑に行なうため特に必要があるときは、

登録格づけ機関は、農林大臣の承認を受けて格づ

けの業務の一部及び格づけの表示を製造業者に行

なわせることができるところとし、このような製造

業者のうち農林大臣の認定を受けた者は、その容

器、包装等にあらかじめ格づけの表示を付してお

くことができるところといたしました。

第四点は、登録格づけ機関につきまして、そ

で、消費者の要望にこたえて、適時適切に表示の適正化をはかっていくには、不十分な点があることを否定できないのであります。このような状況

にかんがみまして、今回の改正案におきまして

は、新たに一定の農林物資について、適正な表示

を一般に行なわせるための制度を設けることとし

たのであります。すなわち、日本農林規格が制定さ

れているか、または相当の期間内に制定されると

見込まれる農林物資で、品質に関する表示の適正

化をはかる必要があるものとして政令で指定する

ものについて、農林大臣は、製造業者または販売

業者が守るべき表示の基準を定めるものとして

あります。こうして表示の基準を定めた場合には、

これが一般に守られるようにするため、農林

大臣は、表示の基準を守らない製造業者等に対し

て、これを守るべき旨の指示をし、この指示に従

わないと者があるときはその旨を公表することがで

あります。このように事情にかんがみ、大臣への申し出及びこの申し出に因る農林大臣とのと

くことができるところといたしました。

第五に、以上のほか、農林物資規格調査会に因

る規定、表示が適正でないと認める者の農林大

臣への申し出及びこの申し出に因る農林大臣とのと

くことができるところといたしました。

第六点は、農林物資等の定義についての規定を整備

したことといたします。

第七点は、登録格づけ機関につきまして、そ

の公共的性質が強くなっている状況にかんがみま

して、その登録の要件を整備するとともに、格づ

けを求められた場合における格づけの義務を規定

していることといたします。

第八点は、本法律案を提出いたしました理由につきまして

は、すでに提案理由説明において申し述べました

ので、以下その内容につき補足させていただきま

定義につきましては、「生鮮食料品等」とは、野菜、魚類、肉類等のいわゆる生鮮食料品のほか、一般消費者の日常生活に必要な加工食品及び政令で定める農畜水産物をいうものとし、「卸売市場」とは、生鮮食料品等の卸売のための市場で、卸売場その他の取引及び荷さばきに必要な施設を設けて継続して開場されるものとしてあります。

また、「中央卸売市場」とは、中央卸売市場及び消費の面から見て特に重要な都市及びその周辺の地域における卸売りの中核的拠点として、農

林大臣の認可を受けて開設される公設の卸売市

場とし、「地方卸売市場」とは、中央卸売市場以

外の卸売市場で、その施設が政令で定める規模

以上のものとすることとしております。

第二章は、卸売市場整備基本方針等に関する規

定であります。

まず、農林大臣は、卸売市場の適正な配置の目標、近代的な卸売り市場の立地及び施設に関する取り扱いの荷さばき、保管等の合理化に関する基本的な事

項、卸売業者の経営の近代化の目標等を内容とし

る基本的指標、卸売り市場における取引及び物品

の荷さばき、保管等の合理化に関する基本的な事

項

を内容とする都道府県卸売市場整備計画を定め

ることができます。

第三章は、中央卸売市場に関する規定であり

ます。

中央卸売り市場の開設につきましては、第三章

第一節に規定しております。

農林大臣は、中央卸売り市場整備計画において定められた中央卸売り市場を開設することが必要と認められる都市及びその周辺の地域であつて、その区域を一体として生鮮食料品等の流通の円滑化をはかる必要があると認められるものを、中央卸売り市場開設区域として指定することができるものとしております。

この開設区域において、都道府県もしくは政令で定める教以上の人口を有する市は、農林大臣の認可を受けて、中央卸売り市場を開設することができるものとしております。この場合、これらの都道府県、市等が共同して設立する一部事務組合も、中央卸売り市場を開設することができるものとしております。

認可の基準については、当該市場の開設が中央卸売り市場整備計画に適合するものであること、当該市場が適切な場所に開設され、かつ、相当の規模を有するものであること、業務規程の内容が法令に違反しないこと等を定めております。

また、農林大臣は、中央卸売り市場整備計画の適正かつ円滑な実施をはかるため、因縁地方公共団体に対し、開設の促進等について勧告をすることができるものとともに、中央卸売り市場の開設者等は、中央卸売り市場の開設運営に關し必要な事項を調査審議させるため、他の地方公共団体の代表等の参加を得て、中央卸売り市場開設運営協議会を開設することができるものとしております。

中央卸売り市場の開設業者等につきましては、第三章第二節に規定しております。

卸売り業者の業務について、中央卸売り業者をそなえる卸売り業者の合併等を私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外とすること等の諸点につきましては、おおむね現行の中央卸売り市場法に基づく制度を引き継ぐこと

としておりますが、卸売り業者の業務運営の適正化と財務の健全化を一そろ推進する観点から、卸売り業者が営業の譲り渡し、合併等をする場合には、農林大臣の認可を受けなければならぬものとすること、卸売り業者が他の法人に対する支配権を持つに至つたときは農林大臣に届け出なければならないものとすること、卸売り業者の事業

年度を統一すること等に関する規定を設けることとしております。

また、中央卸売り市場内の店舗において当該中卸売り市場の卸売り業者から卸売りを受けた生鮮食料品等を仕分けまたは調製して販売する仲卸の業務は、開設者の許可を受けた者でなければ行なつてはならないものとするとともに、開設者は、市場の業務の規模、取り扱い品目の性質、取引の状況等に照らし、仲卸業者を置く必要がないと認めるときは、業務規程でその旨を定めることができます。

中央卸売り市場における売買取引につきましては、第三章第二節に規定しております。

中央卸売り市場において卸売り業者が行なう卸売りにつきましては、せり売りまたは入札の方法によらなければならないものとし、また、自己の計算による卸売りをしてはならないものとしておられます。

農林大臣は開設者及び卸売り業者に対し、開設者は卸売り業者及び仲卸業者に対し、それぞれ、必要な報告を求め、または立ち入り検査を行なうことができるものとしております。

中央卸売り市場における監督につきましては、第三章第四節に規定しております。

農林大臣は開設者及び卸売り業者に對し、開設者は卸売り業者及び仲卸業者に對し、それぞれ、監督命令等に關し所要の規定を設けておりま

す。

また、中央卸売り市場のせり人は、開設者の行なう登録を受けている者でなければならないものとし、せり人の資質の向上等をはかることとしております。

仲卸業者の業務につきましては、その中央卸売り市場の開設区域内においては、販売の委託の引受けをすること及び当該中央卸売り市場の卸売り業者以外の者から物品を買入して販売することを原則として禁止することとしております。

また、開設者は、毎日の入荷数量等を各市場の見やすい場所に掲示するとともに、毎日の卸売りの数量及び価格についても、すみやかに公表しなければならないものとしてあります。

中央卸売り市場における監督につきましては、

中央卸売り市場における監督につきましては、第三章第二節及び第三節に規定しております。

中央卸売り市場における売買取引につきましては、開設者及び卸売り業者は、出荷者、買

い受け人その他地方卸売り市場の利用者に對し、不适当に差別的な取り扱いをしてはならないものとすること、卸売り業者はその卸売りにつ

て、原則として、せり売りまたは入札の方法によらなければならないものとすること、開設者は毎

日の入荷数量並びに卸売りの数量及び価格を公表しなければならないものとすること等を定めてお

ります。

次に、都道府県知事は、開設者または卸売り業者に對し、必要な報告を求め、または立ち入り検査を行なうことができるものとするとともに、法令違反等の場合における許可の取り消し等の監督処分について定めております。

また、中央卸売り市場開設区域内の地方卸売り市場につきましては、都道府県知事は、その開設の許可の申請があつた場合には、農林大臣に報告し、その意見を求めなければならないものとし

ております。

なお、第四章に規定するもののほか、地方卸

り市場の開設及び地方卸売り市場における業務に

関し必要な事項は、都道府県の条例で定めるものとし、各都道府県の流通実態に応じたきめ細かい規制監督が行なわれ得るよう配慮しております。

第五章は、卸売り市場審議会及び都道府県卸売市



し法案でも消費者の選択に資するというのではなくて利益の保護というふうに書いたらどうかといふお話をあります。私は同じことだと思うのであります。利益の保護という抽象的なことよりも、やはりその利益の保護の内容といふものは、同じ値段ならばどっちの品物がいいものであるか、どっちの品物が新しいものであるか、どっちの品物がどういうふうな材料を使われているかといふようなことをやはり消費者にわかりやすくしてやるということですから、それによって同じく二つ並んでおっても古いほうを買っていくよりも新しいほうを買おうだらうとか、あるいは同じマヨーネーズがあつても片方は安い、片方は高い、安いほうだけが必ずしもいいのか、高くても品物が別な材料が入っているのか、そういうふうなことは消費者が判断をするわけでありまして、黄身だけのやつよりも白身の入ったほうがいいといふ人はそのほうを買おうだらうし、黄身だけのほうがともかく高くていいんだといふ人はそのほうを買おうだらうし、消費者保護であることは間違いないのであって、ただ抽象的のことではなくして、結果は消費者保護だけれども、それをともかく選択しやすくなるようにするんと/or>いうよう表示をする。そういうふうな法案であって、内容は私は同じであると思います。

○長谷部委員 林省が所管をする、こういうたてまえに立つとするとならば、この法案の第二条の第一項を拝見いたしますと、「品質に関する表示」というところに、「栄養成分の表示を除く」と書いてあるわけです。したがつてこれからまいりますと、栄養の問題はこの表示のことからはずれるわけでござります。したがつて栄養の問題については厚生省の所管、こうしたことになるわけなんですね。これではやはりばらばらになつてしまふのではないか、こういう感もいたずわけであります。これに対する御見解も承っておきたいと思うわけです。

○渡辺政府委員 これはまあ御承知のとおり栄養に関するといいますか、同じ成分でありますと、

が幾ら入っているとかいうような、こまかに薬の分析みたいなことは農林省がやるべき筋合のものじやありませんから、そういうふうな点はこの表示法からは除く。しかしながら、材料を表示されてあるわけですから、その材料の中にはおのずから栄養素というものは入つておるわけであります。ですからそういうことは、消費者の人が見ればこの材料にはどういうものが入つておるかということはおおよその見当はつくわけであつて、こまかい栄養分析表をくつづけるわけではございません。なぜいませんけれども、やはり品質、材料、そういうものを表示をすると、ということになればおのずから栄養の表示と同じぢやないか。ただ單に、栄養の表示ばかりでなく品質の表示をするといふことになれば、これは風味とかあるいは色とか、そういうようなものも合わせて表示をされるというようなことになるのであって、栄養だけを表示するのがいいのか、食料品といふものはどういうような材料を表示をするほうがいいのかといふことになれば、やはり材料を表示をする。その材料によっておのずからどういう栄養がどのようにも含まれておるかということはきまるわけでありますから、何ら差しつかえない私はかよろに思います。

判の中心があるのではないか。いわゆる農林省は、産業を育成する、食糧工業を育成する主管厅である官厅が、しかもも登格づけの機関として製造メーカーを任命をする、こういうことでは消費者の期待にはたしてこたえることができるのかどうか、こちらに問題点があるのではないか、私はこういうふうに考えておりますが、この点についての御見解を承つておきたいと思うわけです。

○渡辺政府委員 これは登録格づけの機関と申しましても、法人をつくりまして農林大臣が定めるいろいろな分析方法というものをきめますから、そのきめたものに従つて商品の格づけをするわけであつて、それは恣意にできるものでは絶対にございません。それは農林大臣がその分析方法等について、どういうふうな方法でそれを検査し、格づけをするかという方法をきちんときめます。

したがつて、これはそういうような機関がかつてに格づけをするというふうなことはできないし、もし万一そんなことをやれば、これはもう自分でみずから信用を失墜するということになるわけでありますし、農林省としてはそういうことをさせないと、いうような指導、監督もいたします。したがつてその心配は少しもないとわれわれは考えております。

委細については局長から答弁をいたさせます。

○小暮政府委員 政務次官が申し上げたとおりでございます。業界に格づけをさせるというような御指摘があつたようござりますが、それぞれ財團法人等公益法人を組織させて、これに専門の技術者を設けまして、ただいま申しました国定める検査の基準に基づいて格づけ行為をやることにいたしております。

なお、これらのものを別途国の責任で市中から品物を抜き出してまいりまして、国の機関でこれをチェックするといふようなこともあわせて行なつております。

○長谷部委員 やはり品物をつくる側と、それを買う側との間に私はそれぞれの考え方というものが違つと思うわけであります。ただいま局長の御答

弁によりますと、それぞれ業界が独自の機関をつくる。財団法人でも社団法人でも独自の機関をつくる。獨自の人間を置いて、そうして格づけに当たらせておる、こういうことをおっしゃいますけれども、やはりその法人組織といふもの、その業界の出資に基づいてつくられた団体では、あることはもう明らかであります。したがつて格づけでも、試験研究でも技術開発も、やはり業界の利益を守るために働きになる、これは当然なことだと思うであります。したがつて、そういうことは、品物を購入する消費者の側から見れば、やはり公正を欠くのではないかという疑念を持つのは、これは当然だらうと思うのであります。

したがつて私はこの登録格づけの機関といふのは、やはりどなたが見ても公正だと思われる第三者機関をつくる。あるいは全国の機関がやる、あるいは地方公共団体の職員にやらせる、こういうような形で格づけをやらしていくことが、消費者にとっても納得をさせることになるのではないのか、また公正な格づけができるのではないか、こういうぐあいに考えるわけであります。この点はいまの御答弁ではいささか私も納得いたしかねますので、もう少し御答弁いただきたい、こう思ふわけであります。

○渡辺政府委員 これはまあ国や公共団体にやられるという方法もあるでしょうが、私どもとしては、何も役所だからよくできて民間だからよくでききないということはないと思います。ことにこの格づけのいろいろな分析の規定その他といふものは、農林大臣がきめまして、それでそれに沿つて機械的に判断させるというようなことになつておるわけであつて、先ほど申し上げたように、かつてなことはできない仕組みになつておるわけであります。まあそういうふうなるさいものでなくとも、一般的のたとえばイチゴのようなものでも、果実のようなものでも、民間団体がもつと簡易な検査と、いうようなことをやつております。民間団体が自主検査をやつておるから、それではそれ

はでたらめで、役人がミカンやイチゴの検査まで全部やつたほうがいいのかというと、私は必ずしもそうではなくて、民間団体が何ら国の検査を受ける例はもう世間にたくさんあるのです。されば、やはりりっぱな検査をやって自分たちの声価というものを高めようという努力をしておけばを行なわせることであるし、業界自体もこの法律等については、やはりこの法律にのつとついて自分たちの世間の信用、消費者の信用といふものとして今回は国が基準を示してその基準に従って格づけを行なわせることである。ことに心配があるのはそういうような機関に対する立ち入り検査で、私はそういうような御心配はなからう、こう思つておるのであります。ことに心配があるといふことがありますし、いろいろな相当積極的な介入もあるわけでありますから、私は國の機関で機構をふやかしておるのであります。ところに心配があるといふことになりますと、先ほど局長が言つたように、農林省としてはその格づけ機関に対する立ち入り検査をして、民間の公平な格づけ機関にやらせるといふことで、何ら業界の方がかつてなことをやるといふふうには思つておらないのであります。

けで  
す。

○渡辺政府委員　これは、農林省が食品行政について監督するのはどうも生産者のほうに片寄り過ぎるというふうに私はお聞きをしたのですが、そういうふうな議論がもし成立すれば、厚生省が薬の監督をするのは薬メーカーに片寄り過ぎるといいます。いままでややもすると、生産者団体等の強い陳情等があつて米価問題等を通して消費者のほうよりも農林省は生産者のほうに片寄つたではないかという世間の御批判のあつたことも、これは私は率直に認めなければならないと思うのであります。われわれとしては、やはり一つの加工食品というようなものがどんどん発展をしていくといふためには、純良な食品として消費者からかわいがられるといふか、消費者からいつまでも好まれるという形でなければ永続するものではありません。もちろん、生産者というものに対して農林省は全然がまわぬといふのでなくして、生産者の監督指導もいたします。それと同時に、やはりいっぱい商品をたくさんつくらせて消費者の保護といふものをはかつていかなければならぬ。ですから農林省は生産から消費に至るまで責任を持つものでありますし、外国の例はいろいろあるようでありますけれども、しかしながら現段階においては、農林省が加工食品について生産から消費まで責任を持っていくことが私は一番当を得たものである、かように考える次第であります。

統一

した見解というものがわざわざ、してP.R.する必

め、かん詰めについては、ともかく農林省の表示

要があるのではないか、こういう観点から考案ます。それから表示の規制に従わなかつた場合には農林大臣としては指示をする。それを聞かない場合はいわゆる公表する、こういう指示、公表といふ仕組みになつておるようござります。私どもの立場から考えれば、いま少しいうわゆる法律によつて必ず表示をしなければならないといふ義務づけを明確にすべきではないか、そしてその義務を履行しない者については罰則を適用すべきものではなかろうかという観点から考案しますけれども、農林省のいまの改正案を見ますと、單に、法律に従わない者については農林大臣が指示をする、その指示を聞かない場合は天下に公表して制裁を加え、こういう組み立てになつておるようであります。ですが、少しく弱い態度ではないか、こういう感じもいたします。と同時に、罰則の規定を拝見いたしましても、一年以下の懲役、五万円の罰金、こういうことになつておるわけであります。いま、ろ大メーカーにとつて五万円以下の罰金などといふ罰則はあまりにも低過ぎるものではないか。こういうことなどを考えてみると、どうもこの義務を履行しない者、法律に従わない者に対する農林省、政府の態度といふものは少し弱腰ではないか。もつと厳正なる態度で臨む必要があるのではないか。こういう感じもするわけであります。が、これらにつきましての御見解を承りたいわけです。

○渡辺政府委員 格付け機関が指示に従わなかつた場合に五万円くらいの罰金というようなことはちょっと軽過ぎるじゃないかというお話であります。が、そういうふうな罰則を置くこと自体がもうすでに信用の失墜だと私は思ひます。業界としては何のために営業をやっているかというと、やはりいい商品を消費者に提供することということと同様に、利潤を追求することが大きな目的であることは間違いない。したがつて、これに鉄柵を加えるのは、おまえの会社のこういうよくなびん詰

め、かん詰めについては、ともかく農林省の表示

の基準によっておりませんよということをいまのマスコミ時代に公表されることのほうが、場合によつては何千万、何億の罰金を受けたと同じくらいの打撃を私は受けたと思つのであります。したがつて、なまじかの刑事罰をつくつて法律論争を呼ぶよりも、もつと手つとり早く金もうけのためにインチキをやるということになれば、それができませんように消費者にそれを公表しますといふことのほうが、少しばかりの罰金や刑事罰を置くよりもメーカーにとって一大打撃になるかくどう重みがつく。かように考えて公表といふことを農林省としては採用することにしたわけであります。

○長谷部委員 確かにいまのお話の罰則、刑事罰を付するよりもメーカーにとっては天下に公表するといふことが一番大きな制裁であることはよくわかりますよ。しかし、いまの時代にこの程度の罰則規定といふものは少し弱腰ではないかといふ感が率直にいたします。ですから、これはあとで御検討願えればありがたいことだと思うのですが、それに続きまして、もう一つは、厚生省所管の食品衛生法その他いろいろ食品行政の一本化、一体化という考え方方に、消費者保護基本法の趣旨にのつとついろいろ関係法律の整備をはかる段階にきていると思うのです。しかるに、その関連する法律改正の作業が進まないうちに農林物資規格法だけが独走するといふことは、あとあと他の法律改正の障害になるのではないか、混乱を来たすのではないか、こういう指摘もあるわけあります。ですが、これについてははどういうか、あるいはお考へになつておられるか。

○渡辺政府委員 ただいま現在の食品の規格及び表示に関する制度について食品衛生法があり、あるいは不当景品類及び不当表示防止法があり、農林物資規格法がある。各省でいろいろ法律があつ

1

て非常にわかりづらい。だから統一的な食品の規制法といいますか、表示法といいますか、そういうふうな統一した食品体系というものを法制化すべきではないか、これは一つの御議論であらうかと思うのであります。しかしながら、先般來の消費者保護基本法ができたときにおきましても、すぐにして、当時の附帯決議を見ますと、たとえばこういうことが書いてあるのであります。一方においては「農林物資規格について、輸入物資を含めて対象品目を拡大するとともに、日本農林規格の品質基準の拡大ないし等級別基準の設定、表示制度の充実、表示方法の明確化をはかること」といふようなことを消費者保護基本法ができるときに国会の附帯決議として昭和四十三年四月二十九日に衆議院の物価問題等に関する特別委員会が附帯決議をつけておる、こういうふうな趣旨も反映をいたしまして、われわれとしては今回のこの法律を出したわけであります。いますぐにこれらの三つの食品に対するいろいろな規制の法律を全部撤廃して一本の規制法をこしらえるということは、言うは簡単でありますが、現実の問題としては、ともかくそゝ簡単にできるものではない。相手を要する問題であります。しかしながら、一方それにも増して、農林物資についての表示といふものを早くしてくれ、加工品が幾多くつくらねば、非常に高度化し多様化している現段階において、消費者のほうからは、早くわかりやすい、ちょっとレッテルを見ただけでどういうふうな原材料でつくられておるかわかりやすいものをこしらえてくれといふ要望のほうが差し迫つておるわけであります。したがつて、われわれとしては、将来それらの各官庁間の話をきちんとつけて統一した食品法といふものをつくることについて決して反対をするものでも何でもありません。むろん農林省が中心になつてそういうものを進めていくべきだと思つております。しかしながら、差し迫つた消費者に対する緊急な要望にこたえて今回この農林物資規格法の一部改正といふものを出し

たのであって、これは言うならば、統一食品制度への一里塚といつても過言ではない。それを妨害する気は絶対ございません。これをやっていきながら徐々に農林省がむしろ中心になつて統一的な食品の整備に関する法律といふものをこしらえていくということのほうが現実的であり、望ましいのではないか、かように考える次第であります。

○長谷部委員 いま政務次官は、昭和四十三年四月二十五日の物価問題等に関する特別委員会の附帯決議、「消費者保護の強化に関する件」の第二項第三号には、「食品衛生法、栄養改善法、農林物資規格法、不当景品類及び不当表示防止法を通じて食品の表示制度が海外諸国に比しても立ち遅れなくなっていることからかんがみ、統一的な観点から食品の表示に関する制度のあり方とその運用について根本的な再検討を早急に行なうこと」ということ、うぐいに強調されておるわけです。したがつて、これは当然食品衛生法、栄養改善法、農林物資規格法その他の関係法律の改正と足並みをそろえて統一的に表示等の制度を改善するということでなければならぬと思うわけです。國權の最高機関である議会の意思に沿うためには、統一的な観点から食品の表示に関する制度のあり方を検討していくしかなければならないはずなんです。しかも、農林省だけがこういうぐあいに独走するということによつて、その後これらのが関係法律の改正案にも障害となり、あるいは混乱を生ずるということがいわれておるわけなんです。したがつて、農林省がこういうぐあいに進める場合に、なぜ他の関係各省にも働きかけて統一的な観点から表示等の制度を改正する方向をとらなかつたのか、この点を私は承つておきたいわけなんです。

【委員長退席、三ツ林委員長代理着席】

○渡辺政府委員 私が先ほど言つたことをいま先生のおっしゃつたことと並べて附帯決議には書いである。そのとおりであります。しかし、ここで

言つていることは、「最近の消費生活の実態にも適合しなくなっていることにかんがみ、統一的な観点から食品の表示に関する制度のあり方とその運用について根本的な再検討を早急に行なうこと」ということをいつております。しかし、その前段においては、農林物資規格法においてやはりこうこうこうこういうふうにしなさい、今後、たゞいまわれわれが法案として御審議願つておるよう、農林物資規格法も改正をいたしなさいといふことを指示をされておるわけでありますから、これは今度の改正案で国会の意思を尊重して半分はこれは実現をした。一べんに全部といわれますも、なかなかそれはむずかしいのですよ。ですから、とりあえず半分これを実行したということであります。

それからもう一つは、各省との連絡をしないで農林省だけが先ばしつてやつておるのじやないかといふよりなことであります。決してそんなことではないのであります。先ほども申しましたように、現在の食品制度の整備のためには、関係がある諸制度を統合して統一的な食品制度を設けるということは、私は理想的な姿であろうかと思ひます。これがいわゆる食品行政の一元化といふこととござりますけれども先ほど言つたとおり、言つは簡単であるけれども現実の問題としては、なかなかその実現には相当長期の時間を要するというのが、遺憾ながらわが国の現状であります。他面、食品表示の適正化は、国会の決議においても、附帯決議等とにかくすみやかにこれを明確にしなさいといわれておるわけでありますから、とりあえずできるものからまずやつて、そうして時間をかけて統一的食品制度というものをこしらえていくじゃないかといふ考え方であります。だから農林省としてはこの法案を提出をしたわけですが、法文の上でも表示義務制を適用する品目というものを政令で定めることといたしまして、政令で定めるのですから、農林省だけではこれはきめられない。閣議決定をしなければならぬ。そこで、関係各省庁と、

これはもう意見の調整ということをもちろんするわけがありますし、また運用にあたりましても関係各省庁と十分に連絡をすることあります。

なお、食品行政のあり方につきまして、経済企画庁が主催をいたしまして、関係各省庁の担当官から構成をされておる食品行政検討会、こういうふうなのが設けられておるわけであります。農林省もこれに積極的に実は参加をしておりまして、今後の食品行政の推進については、その食品行政検討会、こういうものの結論に従うこととはもちろん当然でございますし、本法の運用にあたりましても、関係各省とよく連絡を密にとつて、ともかく現実的に統一食品制度が実施されたと同じ——まるきり同じじとまではいかないが、それにほど近いような効果をあげるように、今後行政的にこれをやってまいりたいつもりでありますから、どうぞそういう点御了解をいただきたいと思います。

○長谷部委員 特に食品衛生法など関係の他の制度の改正が進まない、むしろ、JAS法改正が先行するのは農林省の独走ではないか。したがって、これが混乱を起こす、こういうぐあいに反対論が出ているわけですよ。やはりそれを納得せしめる見解がなければ私はうそだと思うわけですよ。ですかから、いまの渡辺次官の説明はわからないわけじゃないけれども、單に決意を表明しているだけ、私はそういった反論に対し、これを納得させるだけの、説得できるだけの見解表明がなければならないのじやないか。こういうぐあいに思うのです。ですから、もしあなたのあれでできないとすれば、あす倉石大臣にお尋ねしてもけつこうでござりますが……。

○渡辺政府委員 大臣にお尋ねになつても同じような結論であろうと思ひますけれども、現実の問題として——それは理想論として決して悪いといふことで私は言つておるのじやない、そういうふうに将来一本化をすることはけつこうなことあります。ありますけれども、それには日本の現状から見て半年や一年でそういうものができるとい

うふうには実務的に考えられない。政治は現実でありますから、理屈ばかりここで言つてみてもしかたがない。ですから、一方現実には、消費者から、早く農林物資規格法というものを改正して、もう少し表示の基準等については、アウトサイダーまで及ぶようにしてください。そうしてそういうふうなものについては、もし違反をしておつて指示をしても直らぬものは公表をして、これは悪い業者でありますと言わねばかりに表に出してくださいといふような要求も、他方非常に強く差し迫つてあるわけでありますから、政治といふものは、じんせんここで議論をして日を送るよりもよりも、まず当面できるものからやって、十のうちち十とまではいかないが、五なり六なり七なり、ともかくこれで手を打つて消費者の要望にこなぞっていくというのが政治じゃないかというような点から、私どもは今回の法律を出したのであって、決して混乱をさせるというふうなことはございません。そういうふうな現実的な要請に基づいてやつたのだということで、これは十分に御納得をいただけるものと考えておる次第でございます。

九  
九

「経済局長は  
呼ぶ者あり」

「経済局長はいないのか、どうしたのだ」と呼ぶ者あり」

も先に、私が先ほど申し上げたとおり、農林物資規格法の問題についても、輸入物資を含める等品目の拡大をはかつておる云々ということで、同じ順列以上に、それよりも前の順序で、この農林物資規格法のことを国会の附帯決議はうたつておるわけであつて、だから先ほどから言つておるよう、これをやつたことは決して国会の意思に反するものでも何でもなくして、現実的な要請にこたえてきたものだ。

それから農林省だけが先はしておると各管で  
おっしゃつておると申しますけれども、この法案  
を出す以上は、これは閣議決定をしておるわけで  
あって、各省の大臣の了解なしにこれは決定をし  
たものではありません。閣議は多數決で決めるわ  
けでもございませんから、これはみんな溝場一致  
でちゃんと納得をした上において、閣内の思想統

一をはかつて今回の法案は提出されたもので、これに對してほかの省がクレームをつけておるといふ段階では現在ないのでありますから、その点も御了解いただきたいと思ひます。

えをいただけなかつたわけでござります。したがつて、これらの点につきましては、あとで委員長からお願ひをいたしまして、やはり大臣に二、三の問題についてはお尋ねをいたしたい、こう思いますので、機会をつくつていただくようにお願いをいたしたい、こう思います。

なお、このJAS法の改正がかりに通過をいたしましても、これを裏づける農林省の予算といふものが、拝見したところ非常に乏しいようでございます。はたしてこれが実効をあげることが期

待できるのかどうか。特に消費者団体その他世間

では、冒頭に申し上げましたように、現行でも法律があるのにそれを完全に農林省は実行してない、消費者から見るならばきわめて不満足であるという批判が出ておるわけであります。したがって、その原因を考えてみますと、裏づけになる予算がやはり乏しかったということがあげられると思うわけであります。今回の予算を拝見いたし

ましても、きわめて不十分でござります。したがつて、この程度のことではたして法律改正の実効をあげることが期待できるのかどうか、承わつておきたいと思うわけです。

ます輸出品検査所の機構、これが全国十ヵ所で、約三百名の定員で、農林水産物の輸出の検査を行なっているわけです。これらの機構は十分な分析その他の機械を持ち、そういう農産物の規格の検査確認等についての知識、経験を持つ組織がござります。これらものをJAS法の運用面に貢献するということも、法律上これを明らかにしていただいて、指導の完了を期したいということで、逐次施策の、予算並びに人的な裏づけについても抜充をはかつておるところでござります。

○長谷部委員 農林物資規格表示制度の運営の充実、ということとで二千二百三十二万一千円、四十五

年度予算に計上になっています。これの内容を見ますと、JAS規格の設定普及等七百十三万円、それからモニターの設置が六百二万六千円、それから輸出品検査所における市販品の買い取り検査九百十六万五千円、この程度でござります。したがいまして、私は、これだけのぼう大な食品の格づけの指導、監督あるいは試験研究、こういったものを満足にやっていくためにはきわめて不十分だといわざるを得ないと思います。それから、全国六ヵ所における輸出検査所の施設設備の内容等から見

ましても、これは完へきなる食品行政の期待にこ

たえ得るにはあまりにもお粗末な内容ではないか、こういうふうに考へるわけであります。したがつて、いかに法律が改正されたといたしましても、その法律の効果を充分あげて消費者の期待にこたえるということはなかなか至難ではないか、こういうふうに考へるわけであります。いま一回、これから取り組みについての考え方

○小暮政府委員 予算並びに人員の配置の適正化を承っておきたいと思うわけであります。につきましては、先ほども申し上げたように、今後逐次これを増強してまいる考え方ございまが、なおそのほかに、農林省といいたしましては、食糧研究所あるいは水研その他各般の試験研究機関を持っておりまして、これらの試験研究機關におきましては、育種あるいは栽培法の研究のほかに、それぞれ農産食品あるいは水産食品についての調査、これ、専門的な研究を行な

での加工の問題についても、東南にこそを希望する部局を持つております。これらのが逐次——先ほど申し上げましたように、たとえば検査あるいは格づけという場合に希望だけが先っぽつてもできないわけでございまして、どのようにしてこれをきわめて経済的なチェックで確認できるか。一々大型の試験研究機関まで持ちまして徹底的な分析をすれば何でもわかりましょけれども、全国に流通しておりますものをそれぞれ簡単な仕組みで的確にその中身を検査する等の問題につきましては、先ほど申しました二千二百万といふ経費の中でこれを考えるのではなしに、農林

○農務部委員 それから、これは全国の六カ所の輸出検査所が中心になっていろいろ検査をやるということになつておるわけであります。これは必ずしも全國的にバランスのとれた配置にはなつません。

省が持つておりますいま申しましたような試験研究機関等も十分動員いたしまして、それらのもの的研究を深めてまいるということ、これまででも心がけておりますが、今後もそういう面について特段の注意をいたしたいというふうに考えており

ておらぬと思います。したがつて、これらの効果をあげていくためには、いわゆる食品の表示監視員とでもいいましようか、これは仮称でござりますが、食品衛生の場合は監視員が都道府県に配置になつてゐるわけであります。食品表示の徹底をばかりその効果をあげていくために、私は各都道府県に食品表示監視員といふようなものを配置することによつて、その不足面を補つていくことができるのじやないか、こういううまいにも考へるわけでございますが、そういう具体的なお考へはないものかどうか、承つておきたいと思ひます。

○小暮政府委員 農林規格の問題は、先ほど来しばしば御説明しております中に出でおりますが、主として加工食品につきまして、製造過程等十分チェックいたしながら、これに一定の格づけを第三者機関である格付協会が行なうという形でいたしておりますので、これについての指導並びに検査といふ問題につきましては、これを隨時適当なサンプルを抜き取つて検査する、あるいは一般的モニターから資料の提出を求めるといふような形で、これを簡便的にチェックする仕組みで十分その目的を達し得るのではないかと考えております。

食品衛生法の施行といふ仕事との対比を考えますと、食品衛生法の場合には、御承知のように、人体に有害なような形のものが末端で流通したかしないか、いわば事後的にチェックする仕組みであります。いま申しまして農林部含まるわけでございます。いま申しまして農林物資規格制度の運用を行なうために必要とする人的な配置と、食品衛生的な角度から行 政的確性を担保するための人的配置と、必ずしも同様に考える必要はないんじやないかといふように考えます。ただ、それにいたしましても、今後の農政の進展等十分見きわめまして、私どもが現に農林省という組織の中に持つておりますいろいろな障害というものの中から次第に、こういつた面に活用できる部分があれば、業務の実態等十

分を考えながらその方向に誘導していくことを十分努力する必要があるのじやないかといふに、将来の問題としては考えております。

○長谷部委員 いま、特に加工食品の検査ですか、モニター制度を採用する。いま一つは市販の食品を買い取つて検査をする、それである程度の効果をあげていくことができるのじやないか、こ

ういう御説明でございましたが、大体全國的にこのモニターといふのはどの程度配置されておるのか、承つておきたいと思うわけです。

○小暮政府委員 今後逐次拡充したいと思いますが、現状では二十都市、千二百名ということに相なっております。

○長谷部委員 それから私は最後に、ジュースと牛乳の問題について、規格に関連してお尋ねしたども、これでどの程度の範囲のものが検査対象になりますか。

○長谷部委員 それからいま一つ、この市販品の買取り検査でございますが、これに九百十六万

という予算が措置されておるようではありますけれども、これでどの程度の範囲のものが検査対象になりますか。

○長谷部委員 検査としては二千五百件の検査を予定いたしております。

○小暮政府委員 検査としては二千五百件の検査回つてあるものから見ますと大体何%ぐらいに匹敵するものでございましょうか。

○長谷部委員 %にはならないというお話をされましたが、結局食品ごとにいろいろ種類があると思うのです。そして今日市販に出回つておる量があるわけでありますから、その中から選定して二千五百点を検査する、こういふわけですから、大体全出回り量から見るとどの程度に匹敵するかくらいは出るんじやないでしようか。

○小暮政府委員 二千五百件の検査を予算上予定しておると申し上げましたが、一件一点といふわけではございませんで、それぞれの品目につきましてはサンプル理論に従つて適切なサンプルを抜き出すことに相なると思いますが、ただ全出回り量

の何%かというお尋ねでございますが、実は全出回り量は膨大なものでございまして、その一%

は公正取引委員会のほうでただいま指導をいたしておりまして、近く結論を得ると思います。そのとが二%とかいうよろな、そういう基準でのものをございますが、日本では御承知のように長いこと考えておりません。そういう率からいえばまさにネグリジブルなものであろうというふうに考へておられます。

○長谷部委員 それから私は最後に、ジュースと牛乳の問題について、規格に関連してお尋ねしたども、これが別いわば日本的な意味と申しますか、日本語としてのジュースといふ意味を持つておられます。

○小暮政府委員 今後逐次拡充したいと思いますが、現状では二十都市、千二百名ということに相なっております。

○長谷部委員 それから私は最後に、ジュースと牛乳の問題について、規格に関連してお尋ねしたども、これが別いわば日本的な意味と申しますか、日本語としてのジュースといふ意味を持つておられます。

○長谷部委員 それからJASのほうでは従来果汁含有量四

五%を境目にいたしまして指導いたしておりますが、いま申しましたよな全体の動きと歩調を

そろそろして、全部果汁そのものであるものにつきましては天然果汁といふ独立の規格を設けます。

○長谷部委員 %にはならないというお話をされましたが、結局食品ごとにいろいろ種類があると思うのです。そして今日市販に出回つておる量があるわけでありますから、その中から選定して二千五百点を検査する、こういふわけですから、大体全出回り量から見るとどの程度に匹敵するかくらいは出るんじやないでしようか。

○小暮政府委員 ジュースの問題につきましては、農林物資規格といふ角度からの問題の解決と、別途独禁法の体系の中で公正競争規約といふ仕組みがござります。この二つを使いまして、本

年中に最も望ましいと思われる指導の形を確立する見込みが現在立つております。

○小暮政府委員 ジュースの問題につきましては、JAS規格がございません。今後の検討課題といたしておる次第でございます。

○長谷部委員 それでは時間が参りましたので、大臣に対する質問だけは保留いたしまして以上で終わらしていただきます。

意見も十分微しまして公正競争規約につきましては公正取引委員会のほうでただいま指導をいたしておりまして、近く結論を得ると思います。そのとが二%とかいうよろな、そういう基準でのものをございますが、日本では御承知のように長いこと考えておりません。そういう率からいえばまさにネグリジブルなものであるというふうに考へておられます。

○長谷部委員 それから私は最後に、ジュースと牛乳の問題について、規格に関連してお尋ねしたども、これが別いわば日本的な意味と申しますか、日本語としてのジュースといふ意味を持つておられます。

○小暮政府委員 今後逐次拡充したいと思いますが、現状では二十都市、千二百名ということに相なっております。

○長谷部委員 それから私は最後に、ジュースと牛乳の問題について、規格に関連してお尋ねしたども、これが別いわば日本的な意味と申しますか、日本語としてのジュースといふ意味を持つておられます。

○長谷部委員 それからJASのほうでは従来果汁含有量四

五%を境目にいたしまして指導いたしておりますが、いま申しましたよな全体の動きと歩調を

そろそろして、全部果汁そのものであるものにつきましては天然果汁といふ独立の規格を設けます。

○長谷部委員 %にはならないというお話をされましたが、結局食品ごとにいろいろ種類があると思うのです。そして今日市販に出回つておる量があるわけでありますから、その中から選定して二千五百点を検査する、こういふわけですから、大体全出回り量から見るとどの程度に匹敵するかくらいは出るんじやないでしようか。

○小暮政府委員 ジュースの問題につきましては、農林物資規格といふ角度からの問題の解決と、別途独禁法の体系の中で公正競争規約といふ仕組みがござります。この二つを使いまして、本

年中に最も望ましいと思われる指導の形を確立する見込みが現在立つております。

○小暮政府委員 ジュースの問題につきましては、JAS規格がございません。今後の検討課題といたしておる次第でございます。

○長谷部委員 それでは時間が参りましたので、大臣に対する質問だけは保留いたしまして以上で終わらしていただきます。



がありましたように、諸外国の例を見てみると、食品の表示等に関する規制は食品法に基づいて行なわれているのがほとんどでございます。イギリスやカナダにおいては不衛生食品や不良食品の排除を行なっているのですがこれは当初から保健局で主管しているようでございますし、いずれにしても、この食品が人間の健康の保持、増進に最も重要な一つであるという観点から見まして、また食品を摂取するところの国民の側から見て、その安全と健康を守るために必要な措置をとるということから、どうしても食品に関する規制は国民の保健衛生を担当している部門にまかせるべきではないか、これが大かたの意見でございますが、どうしてわが国だけ農林省がそういう話のようにならへばしてといふか、そこまで足を踏み込んでやろうとするのか、その辺の意図をお伺いしたいと思います。

○小暮政府委員 食品の制度につきまして、しばしば諸外国の例が言われるわけでございますが、

アメリカあるいは欧洲の各國の食品制度につきまして、いろいろ資料等取り寄せ調べておるとい

うふうによく言われますアメリカの場合でも、実は食品薬品及び化粧品法というものによりまして

かなりの部分のものが一つの規制のもとに保健福

祉教育省の所管になつておりますことは事実でござりますが、そのほかに食肉、家禽肉及びその製

品につきましては別の法律がございまして、農務

省がこれを行なう。またどういう事情でございま

すか、魚につきましては内務省が所管をするとい

うようなこともあるようでございます。またそのほかに、品質についての一つのギャランティードと

してUSグレードという仕組みがございますが、これは農務省の所管になつておるということです、別にそういうふうになつておるといいと申し上げてゐるのではなくて、やはりそれの行政

の沿革なりあるいはいろいろな具体的な事柄の進展の中でさざざまなくふうがなされてきておると

いうふうに見ております。

また、イギリスなどの場合を見ますと、食品及び薬品法というもので食品の規格、定義、添加物等に関する規則の制定が農漁業食糧省の所管といふことになっておりますが、その場合に農漁業食糧省で具体的な規則をつくります場合には保健省に合意するというルールが確立しております。いわばそれぞれ主たる管轄は分けておられます。その他の問題としては農漁業食糧省でなくして、保健省がこれを所管するということになつておりますが、これは常に農漁業食糧省に伝染病、細菌等の問題に関する規則をつくりまして、その具体的な取り締まりの実行は地方自治体があわせて行なうといふような形でござります。その他さまざまな例がござります。

私ども、先ほど政務次官からもお述べになりましたように、統一食品法的な考え方方に何ら反対す

るものでございません。経済企画庁の主宰します

会議には今後も積極的に参加して、よりよい制度を見出すことについて、政府部内として一筋の努力

をいたしたいと考えておりますが、それぞれの食品の生産、流通の態様は肉と魚と牛乳等でかなり

実態が違うという面もございましょうし、それらの面を十分考えながらできるだけ有効な制度ができる

ようになります。そのうちに研究してまいりたいといふうに考えております。なお、農林省だけが独走するといふふうに言われますが、私どもとしては、たとえば

農林省はこういった点は触れないといふうに思ひます。したがつて、たとえばこの問題が何らかの問題

となる場合に、内容量が固形物が何グラムあるとか、明言していただきたいと思います。

○小暮政府委員 これは商品としての品質の問題ですから、たとえば具体的にタケノコのかん詰め

という場合に、内容量が固形物が何グラムあると

いうことは計量的な問題でございますが、かま傷等のついたものが入っていないとか、先の折れましたものが入っていないとか、そういうよろなき

わめて具体的な品質の表示にかかる部分がただいま御指摘の点でございます。

○相沢委員 普通私どもが品質ということを考えますと、栄養度、それから安全度、嗜好などがそ

の内容に含まれると思ひます。食品の表示について消費者の多くが関心を持つのは、いわゆる衛生、また栄養的見地の問題だと思うのですが、

農林省ではこういった点は触れないといふうに思ひます。したがつて、たとえばこの問題が何らかの問題

となる場合に、内容量が固形物が何グラムあるとか、明言していただきたいと思います。

○小暮政府委員 経済企画庁が中心となりまして

食品行政についての研究会をこれまで数回開催して、ただいまのところ、それぞれの食品関係の制度の内容をお互いに十分理解し合つて、これから

次の議論に入ろうという段階でございます。

○相沢委員 時間があれですので、どんどん飛ばします。

本改正案に伴う農林省の組織的機構、異動、あるいは設備の増大についてお伺いしたいのです

が、第一に、人的問題ですが、表示制度に伴つて

どの部分から何名ほどの人員を配置転換する考えをお持ちでしようか。

○小暮政府委員 現にござります輸出品検査所、これが定員三百名でございますが、この職員をこ

の制度の運営に使えるという設置法の改正をお願いしておるわけでございます。

○相沢委員 一般に、食品に関する現在までの事

故は、監視体制の不備、弱体性から世論の突き上げを受けてきまして、何度もこの監視体制の強化ということが要請されてきたわけあります

が、専門分野における技術的向上をもつともつと

はかつて、監視して、業者に対しても適正な教化

指導を行なつてほしい。また今後もさらにその密度を高めるように努力していくべきだと思うわけなんですが、そうすることによりまして、一般消費者に対する行政責任を貫く農林省の姿勢というものが評価されると思うわけあります。本法の成立以来二十年になるわけありますが、現在までの法律内容での成果、実績をもとと示すことによって、消費者保護ということを守ることができると思うのですが、現在の輸出面の関係の職員三百人を動員してというお話をありますけれども、やはりそれだけでは手不足になるんではないかということが考えられます。新しい行政分野にそいいふた不備な体制のまま手を出すということは、世間でよく言われる二兎を追う者一兔をも得ずといふようなどえたえになるんじゃないかというおそれもありますし、あるいはまた逆に、農林省は過剰な職員をかかえておられるので、そいつた事情から新しい分野に進出をするような魂胆もあるというようなうわさもあるわけですから、その辺のところを、事情等ありましたならば簡明に御答弁願いたいと思うのです。

○小暮政府委員 輸出品検査所を活用するという考え方は、もともとが詰め等についての検査と

いうのは、輸出品検査といふ形で育ってきたという経緯がございます。びんが詰め等として検査をいたします物的な施設並びに技術は、ただいまのJAS法に基づく加工食品の検査の技術と全く同じでございます。そこでこれらのものを活用したい。しかも農産物でございますので、そのビーグル時を避けて、比較的時期的に、輸出品が集中しない時期に有効適切にこれを使おうという考え方でございます。それ以外の将来の問題につきましては、むしろ技術の進歩に伴いまして、今後ますます規格の内容なりあるいはその検査の可能性なりというもののが豊富になっていくと思います。そういう事態の進展に見合って、必要な陣容を逐次確保していくくといふように考えてまいりたいと存ります。

○相沢委員 この問題は、これまで厚生省所管の食品衛生法あるいは公取委員会の不当表示防止法、こういった三者の行政パワーの均衡を農林省がリードをとるという形になると思うのですが、従来のその権限の支配の及ばない範囲に対しても、消費者保護ということを守ることができると思うのですが、現在の輸出面の関係の職員三百人が食品業界を手中におさめるという意図があるんじゃないか、こういうような見方をする面もありまして、厚生省は短い国会で法体制強化による食品法を制定することを目指しておるようでございますけれども、農林省はいまの時点で無理に出でてくるということは、高級官僚の天下りボストン増設ということになるんじやないか、こういう話もいわれておるわけですが、この点どうでしょう。農林省は業界に対して、法改正後に次官クラスの者をキャップとする格づけ機関に統合する方針を示しているということですが、このことはございません。それを裏づけておるのではないかと思うのですが、その点はどうでしょう。

○小暮政府委員 ただいま御指摘のような事実はございません。

○相沢委員 この問題は、まだあとから事実があれば御質問をしたいと思います。

次に、格づけ機関の問題ですが、一品種一格づけ機関としてのたてまえのもとで、それぞれの業界団体または業界団体に付随するところの格づけ機関に専属的に格づけ業務を行なわせるというよ

うな改正がなされるわけですが、業界団体が検査業務を行なうということは、これまでのJAS

信頼度を低下させることにならないか。また人

的、施設的にも充実した機関の実現は非常に可能

ですが、この点についてはどうですか。

○小暮政府委員 JAS制度は、どこまでも業界

がみずから信用をみずから努力で高めるとい

うのが、制度の発足以来の一つの考え方でござい

ます。したがいまして、これに公益的な見地から業

界が金と力を出し合って格づけの機関を強化して

仕事をやっていくといふことは、業界として当然の責務ではないかというふうに考えております。

○相沢委員 表示制度について、国民生活審議会

消費者保護部会で商品の表示の基本原則を三點あげております。この食品表示の基本原則を確保

するためには監視体制の強化充実が必要である、業界自体による相互監視、地方公共団体の機能の

活用、消費者教育の推進、商品分析等に関する専門機関の強化等について、もつともっと積極的に配慮すべきだと思うのですが、この点についての計画はどうなつておりますか。

○小暮政府委員 先ほど申しましたような輸検の組織を活用するということ、その一つの具体的な方法でございます。さらに今後モニター制度あるいはサンプルの買い上げの予算の拡充等、逐次手を打つてまいりたいというふうに考えております。

○相沢委員 先ほども予算のことと御議論がございましたけれども、現在農林省で考えております

ような大幅なこういった業務を担当すれば、今年度一応盛りました予算がもし不足した場合は、大蔵省と折衝して予備費等から予算をさらに入れて

までその仕事の完ぺきをはからう、こういう御決心はございますか。

○小暮政府委員 予備費の問題について、あらかじめこれを意思を表明するというわけにまいります。

○相沢委員 今度は、まだあとから事実があればその段階において考えたいというふうに思

います。

○相沢委員 今回の法改正案には、輸入品につい

てもJASを適用するということになつております

が、輸入品のうち原料または材料として国内で

加工されるものについては、その加工工場等によつて製品になるときにJAS製品の表示をする

ことはこれは可能でございますが、輸入品がそのまま市販されるものについてはJASの格づけを

どのように行なうかということが、問題であろう、

このように思いますが、この点についてはどういう配慮をされようしますか。

○相沢委員 日本国農林規格を制定する対象の品目につきましては、最近では加工食品や加工林産物

といった工場生産によつて生産される品目が中心になつております。JASというものは加工品

規格であるといった印象を与えておるわけであります。今後の問題として、その加工品と並んで果実等の生鮮食料品や蔬菜等の原料農林水産物についてもその規格を進めるという必要は感じておるのでですか。そこまでやるのでしょうか。

○小暮政府委員 主要な原料農産物につきましては、なまものであってもできるだけ規格をつくつてまいりたいと考えます。ただ、一般に直接消費されます生鮮食料品につきましては、格づけといふことは希望してなかなか行ないがたい問題でございまして、これはかなり長い検討を要するのじやないかと考えております。

○相沢委員 これは将来の問題になるかと思いますが、また厚生省とのいろんな協議等によりまして農林省もかなり協力しなければならない問題じゃないかと思いますが、最近鮮魚やエビ類等生鮮食料品が東南アジア、オーストラリアから相当数入つておるわけであります。航空便等で送られるケースが多いわけであります。その鮮度が要求されるわけですから航空便の活用ということは当然だと思いますが、受け入れ側の空港における衛生監視体制が非常に不備であるということで、それについては厚生省も非常に困惑しているような状態だと思うわけです。特に夜間に空輸される場合が多いので、どうしてもフリー・パスになると例が多いそうであります。こういった点についてもつと農林省も、今回法改正してそこまで仕事を広げるならば、こういった港あるいは空港における食品衛生の監視体制についても協力体制をとるべきじゃないかと思いますが、この点についての御所見はいかがでしょう。

○小暮政府委員 今後輸入食品につきまして格づけ機関が完備いたしました時に、食品衛生の仕事にどこまでお手伝いできるかというような問題は大いに研究してみたいと考えます。

○相沢委員 次回は、明八日開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時六分散会